

○午前10時開議

○議長（大沢真一君） ただいまから本日の会議を開きます。

○会議録署名人選定について

○議長（大沢真一君） 会議録署名議員をご指名申し上げます。

この 孝 子 君

大 倉 たかひろ 君

ご了承願います。

○日 程

○議長（大沢真一君） これより日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付の議事日程のとおりであります。

日程第1、昨日に引き続き

一般質問

を行います。

順次ご指名申し上げます。

藤原正則君。

〔藤原正則君登壇〕

○藤原正則君 維新・無所属しながわを代表して一般質問を行います。

世界は、今年の秋のアメリカ大統領選挙の結果から、非常に流動化しています。言うまでもなく、トランプ大統領の言動に振り回されています。世界的な移民の問題や貿易交渉では、これまでの積み重ねが破棄され、さらに、アメリカと中口の政治的位置づけにまで言及しており、今後の世界の政治経済情勢に注目せざるを得ません。さきの日米会談では、二国間交渉、円安問題はとりあえず棚上げになっているようですが、トランプ氏の孤立のイメージ回避のための親密外交の思惑に振り回された結果だと思えます。

一方、我が国では、依然として経済の低迷から抜け出せず、国民の消費は冷え込んだままで、中国の爆買いも影を潜めてきました。これまで、円安、原油安、ドル高の恩恵をこうむっていましたが、借金1,000兆円超えの国家財政の危機、借金大国日本は、忍び寄る円高、原油高に全く先行き不透明の状態です。

首相は、外遊すると、相変わらず援助や借款の約束をします。一体どこの金持ちの国の首相かと思ってしまう。将来世代の負担軽減のためにどの経済金融政策が失敗し、何が必要か、プライマリーバランスなど、正確なきちんとした検証が必要でしょう。

こうした中で、我が品川区は、健全財政を誇り、基金の積み立ても順調で、政策的に新たな課題に取り組む財政基盤を構築していることは、大変評価するものです。しかし、こうした政治経済情勢のもとで、区としては、29年度、そしてさらに今後の経済情勢、さらに、具体的な歳入をどう見通しているのか、お伺いします。

また、基金の積み立ての今後の見通しについてもお伺いします。

次に、29年度予算の重点課題はポイントと称されていますが、1ににぎわい、2に待機児童対策と学校、3に安全・安心とされており、これまでの、1に防災、2に待機児童対策、3に高齢者の生活と比

べ、広がり過ぎ、焦点がぼけてしまったような気がします。にぎわいを第一に位置づけ、高齢者が表の表現から消えて、この真意はどこにあるのか、お伺いします。

次に、待機児童品川対策についてお伺いします。

まず、区の出生数、保育園の申込率、通園率について、ここ3年の数字と傾向についてお伺いします。国では出生数が初の100万人割れと報道があり、合計特殊出生率が上がりましたが、産む世代の女性が減っているのは、出生数は増えません。全国の少子化の動向、品川区の見込み、また、品川区におけるここ数年の乳幼児の増加傾向が何年ごろまで続く見込みかについてもお伺いします。

さて、待機児童対策は、今や都市部の首長の最大の取り組みと言っても過言ではありません。各区のプレス発表が報道されていますが、特別区では、どこの区も欠かさず触れています。こうした中で、29年度の品川区は、1,044人の枠拡大を私は大いに評価するものであります。

振り返りますと、今に至る待機児童対策は、平成10年代の前半から始まったと記憶しております。もう10年を超えて久しいわけですが、それがかなり強化されたのは平成22年ごろ、くしくも2期目の区長選挙の年だったような記憶があります。当時の答弁では、ピーク後のことも考慮する、つまり、待機児童対策には取り組んでいくが、今後の少子化の波と将来の財政負担も勘案して取り組むとの答弁がありました。その辺の方針について現在はどうお考えなのか、お伺いします。

次に、昨年6月、児童福祉法が改正され、医療的なケア児の各種支援についての連携も規定されました。医療的ケア児は、全国で、19歳以下ですと1万7,000人いると報道されています。区内の乳幼児の数を把握されていたら、お伺いします。

報道では、昨年、全国の主要自治体74市区のうちで、たんの吸引や栄養剤注入の医療的ケア児を保育園で受け入れない12市区の1つに品川区が明記され、別の記事では、その理由がマンパワー不足とされています。29年度、厚生労働省では、医療的ケア児が障害児通所支援事業所に通いながら同時に保育所にも通えるモデル事業を実施するとあります。先進的な品川区はこのモデル事業に手を挙げたのか、お伺いします。

というのは、たしか数年前、品川区でも杉並区のヘレンに通えるように支援する仕組みをつくったと記憶していますが、これは現在も実施しているのでしょうか。

ある若手のNPOの方が医療的ケアの必要な子どもがいても働けるという選択肢はないのかと問いかけていた記事を読んだことがあります。誰でも当たり前の生活ができる、これが社会の目標ではないかと思いますが、もちろん現在の到達点との位置づけの考え方もあるでしょう。品川区では、そもそも保育園で受けようとしているのか、杉並区のヘレンのような療育の専門的な施設を区内に想定しているのか、それとも、組み合わせで考えているのか、そのこともあわせて、区の医療的ケア児の受け入れについて、具体的に十分に検討されているのか、お伺いします。

次に、保育園、幼稚園のあり方についてです。

27年4月からスタートした子ども・子育て支援制度は、早くも中間点の検証に入っているようです。品川区でも担当者のご努力で円滑にスタートしましたが、まだまだ保留されている事項が多いと思います。私立幼稚園さんの選択、公立の幼稚園、保育園、各施設の幼保連携型認定こども園化への対応などです。

先ごろショッキングな報告が報道されました。2040年には、2015年に比べ、保育所のニーズが13から30%の増加、幼稚園ニーズは半分からそれ以下に減少、両方合わせたニーズは緩やかに減少するというものです。これは、ある大手コンサルの試算です。

これを踏まえた上で伺います。

今後の幼稚園と保育園のあり方について、公立と私立を区別してどう考えるか、伺います。

また、先ほどの公立の幼稚園、保育園については、今後、幼保連携型認定こども園化を進めるのでしょうか。

また、公立保育園の民営化の考え方についてはこれまでどおりでしょうか、伺います。

次に、特別養護老人ホームについて伺います。

平成27年4月から入所者の基準が要介護度3以上になり、大きな変更がありました。入所の待機者に、数的、質的に変化があったかどうか、まず、伺います。

現在、区の高齢化率は21.12%で、まだまだ高齢化率は伸びていきます。特養ほか高齢者の生活を支援するニーズもまだまだ高まると思います。杉並区では、南伊豆市に特養を建設する計画が発表されています。と、どこかで聞いた話です。品川区ははるか前にこうした計画を松崎町で計画しましたが、実現しませんでした。今、ようやく時代が追いついてきたのでしょうか。

こうしたときに、南品川の国家公務員宿舎跡地で民間事業者が特養を開設予定であるとお聞きしました。これは、事前に区に相談があって、区の計画の数字に入っているのかどうか、従来から区ではもう1か所特養の土地を探しているとのことでしたが、これについては変わらないのかどうか、伺います。

次に、介護福祉士についてです。

まだまだ特養などの高齢者施設が不足している現在、増設が都市部だけではなく全国あちこちで進められています。ところが、先日の報道で、介護福祉士の受験申込者が半減していると聞きました。その記事では、原因の1つが資格取得者の9割を占める3年以上の実務経験を積んで国家試験をめざす実務経験ルートに450時間の実務者研修が加わったことが主たる要因と見られています。

25年度には介護人材が約38万人不足と言われています。品川区では、先進的な施策として品川介護専門学校を設置し、早くから取り組んでいます。近年、入学希望者が減少していると聞いて、危惧しております。品川介護専門学校のここ数年の入学者の推移と卒業生の区内従事者数の割合について伺います。

また、区としてこの介護福祉士が不足する対策をどう考えていらっしゃるのか、伺います。対策は外国人の実習生かどうかも含めてお答えください。

次に、委託事業について伺います。

児童学園の指定管理者がことしの4月から変更になり、今さまざまな準備が進められていると思いますが、円滑な引き継ぎのための作業は順調に進んでいるのでしょうか、まず、伺います。

私は、この間、この問題を考えてきました。もちろん大前提は、利用されている方がいらっしゃるわけですから、利用者なり、保護者なりに不安を持たれないようにすることです。しかしながら、そもそも委託なり指定管理の事業を受けるには、新しい事業者は、職員を全て自前で用意して、円滑に引き継ぐにはどうするかと考えるべきではないでしょうか。それを現在働いている別の会社、法人の職員をそのまま雇用し続けるというのはおかしくないか、会社なり法人なりはそもそも事業方針が異なるものであり、そういう意味では、職員教育のやり直しがあり、一人ひとりの職員で見れば、意識の修正、仕事の進め方の修正が必要になると思います。

その意味で、ひろまち保育園も同じことが言えると思います。ひろまち保育園では、職員の雇用を継続することが委託事業者の変更の前提になることは、筋論から言えばおかしいことですが、事業者の不

祥事という特殊事情がありますから、今回は問題が拡散するので、お聞きはしません。

そこで、児童学園に戻りますが、昨年、予算特別委員会でしたか、運営の事業者がかわっても職員が残ってもらうことが円滑な移行のための前提のような答弁がありましたが、その言葉は、悪いけれども、可能性に欠けるようなことを想定していることがおかしいと思います。福祉分野のように人的サービスのウエートの高い事業はなおさらです。指定管理者制度がスタートして10数年、ようやく定着してきて、今後指定管理者の交代の事例も増えてくると思います。指定管理者も含め、委託における実際のサービス提供現状のあり方について、事業者が変わる場合どうあるべきか、福祉分野のことも踏まえてお伺いします。

そして、今回は民から民の事例ですが、今後、保育園など公から民の事例も増えてきます。そうすると、職員の移管は難しいわけですから、保育園の民営化における円滑な移行のため、職員の引き継ぎのあり方についてもお考えをお伺いします。

さて、私は、かねてから、健康のため、医療費削減のため、禁煙問題をお尋ねしてきました。今、国会では、受動喫煙対策法案を準備しております。区長の言う夢のバトンタッチの東京オリンピック・パラリンピックに向けてでもあります。そこでは、病院、学校、公共施設は全面禁煙とされているようですが、商店街、アーケード、公園も全面禁煙にすべきでしょう。焦点は、飲食店です。どうも例外の線引き案ではまとまりにくい状況です。ですので、現在の段階の法案の内容についてお伺いします。

また、神奈川県では、禁煙の取り組みを以前から推進しています。さまざまな分野で先進的な品川区がこの分野ではゆっくりなのかと思います。はっきり申し上げて、区としての主体的な踏み込みが足りないと思います。近年のオリンピック・パラリンピックを開催した都市は禁煙を徹底した、この世界的な流れの中で、世界一もうもうとした中でオリンピック・パラリンピックを実施するのか、この問題について、区としての判断、方針についてお伺いします。

次は、世界は一家、皆兄弟、人類の歴史はそういう方向に向かっているかと思いましたが、トランプ大統領の登場により、孤立主義というより一国主義が全面に打ち出されてきました。アメリカ社会に分断を持ち込んでいる。ヘイトスピーチに近い、それにつながる発言が多く発信されている。アジア・アフリカの7か国からの入国停止問題では、イギリスでは、トランプ大統領の訪英や国会での演説に反対の声が高まっています。果たして安倍首相は、和やかな懇談と称する中で、ドイツやフランスの首脳のような進言をしたのでしょうか。もっとも、残念ながら日本の移民受け入れは先進国で最低レベルで、申請は1万901人にもかかわらず、難民認定は28人、認定なしで在留許可が97人と、欧米と2桁数が違います。

こうした状況の中で、法務省は、昨年6月施行されたヘイトスピーチ対策法を受け、具体例をまとめたガイドラインを要望があった70自治体に連絡したそうです。このことの内容をお伺いするとともに、人権尊重都市宣言の品川区は、このガイドラインを利用して啓発に力を入れていくのか、お伺いします。

最後に、オリンピック・パラリンピックについて簡単にお伺いします。

29年度におけるオリンピック・パラリンピック準備課の体制と32年度までの体制について、どのように構想しているか、お伺いします。

次に、29年度のオリンピック・パラリンピック事業の柱は何か、また、これらの啓発事業は本来継続していくこと、つまり、オリンピック・パラリンピック後も続けることが肝要だと思いますが、そのような展望についてお伺いします。

以上で維新・無所属しながわの藤原正則の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍

手)

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、施政方針と財政に関するご質問にお答えを申し上げます。

まず最初に、経済情勢への認識についてであります。

国は、一億層活躍社会の実現や地方創生、観光立国などの考え方を示し、日本経済の新たな成長軌道を描くとしておりますが、一方で、大きな財政赤字を抱え、今後、地方財政への影響を注視していく必要があります。また、東京都は、新知事のもと、29年度予算案では、区政との関連のある多くの新規事業を打ち出しております。区といたしましては、こうした国や都の動向の区財政への影響を見きわめつつ、地域の声に耳を傾け、適時的確に施策を実施することに注力してまいります。

次に、歳入に関するお尋ねですが、基幹的歳入である特別区民税は、ここ数年、納税義務者数の増などにより、増収傾向を保っております。また、特別区財政調整交付金につきましても、企業の業績を受け、この間、増額の傾向を示しております。しかし、今後につきましては、経済情勢の影響や地方税のさらなる国税化の動き、ふるさと納税の拡大など懸念すべき要因も多く、楽観視することはできないと考えており、慎重な判断をしているところであります。

次に、基金についてですが、景気後退局面における歳入減への対応や、政策の充実に向け、安定的な財源を確保するために、必要不可欠なものと考えております。したがって、必要な施策には、基金からの繰り出しも含め、十分な財源を確保する一方で、不断の行財政改革を行い、基金への積み立てを行ってまいります。

次に、予算の方針についてですが、平成29年度は、オリンピック・パラリンピックの開催を3年半後に控え、区の発展に向け、事業を拡充する時機であると捉えております。そのため、区が重点化して進む大きな方向性に関連する施策をくくり示すことで明確にいたしました。観光をはじめとするにぎわいやまちの活性化につながる事業は、こうしたタイミングを逸することなく進める必要があり、第一の方向性に掲げたものであります。また、区民が安心して住み続けられなければ、新たな施策の充実は困難です。高齢者施策は、安全で安心のまちに向けた施策の方向性の中で、その根幹をなすものと認識しております。

その他のご質問等につきましては、各担当部長等よりお答えを申し上げます。

〔子ども未来部長齋藤信彦君登壇〕

○子ども未来部長（齋藤信彦君） 私からは、待機児童対策についてのご質問にお答えいたします。

出生数は、平成25年から、3,506人、3,462人、3,738人と推移し、申込率は、平成26年から、39.7%、41.6%、43.7%と上昇し、通園率も、同年から、40.9%、42.3%、44.8%と増加傾向にあります。全国の動向ですが、平成27年の合計特殊出生率は1.46に微増し、人口は、首都圏への一極化が見られます。区では、乳幼児人口が3年間で1,844人増加し、ピークは平成33年以降と見込んでおります。

次に、ピーク後の保育施策ですが、乳幼児人口が減少する他自治体では、パート世帯の利用や在宅子育て世帯の一時預かり、子育て相談などで保育園が活用されており、中期的にも子育て支援の拡充は必要と考えております。

次に、医療的ケア児ですが、17名を把握しております。また、モデル事業ですが、障害者通所支援事業所がある自治体に国が働きかけたと聞いており、手挙げによる採択ではございません。今後の取り組みですが、障害や疾病の内容や程度によっては専門的なケア体制の確保や特別な配慮が必要であり、全ての児童をお預かりできる状況にはございませんので、医療、療育などの関係機関との協議連携に加え、

保育技術の向上を図り、集団保育での受け入れの可能性を検討してまいります。施設については、医療的ケア児の多くが知的なおくれはなく、保護者は他児童とのかかわりを強く望まれていることや、送迎などの課題もあり、設置は難しいと考えております。

次に、保育・幼稚園の今後のあり方についてお答えいたします。

私立幼稚園は、法人の理念を生かし、特色にあふれた幼児教育を担っており、ニーズが減少した場合でも、一時預かり事業や子ども・子育て支援新制度を活用し、園運営を図るものと期待しております。私立保育園では、家庭の子育てと就労の両立に加え、保護者ニーズの高まりに応える特色のある保育が実施されるものと考えております。

次に、区立幼稚園では、のびのび育つしながわっこの乳幼児教育プログラムを実践し、私立園を補完する役割を担ってまいります。区立保育園では、特別な支援が必要な児童や保護者の養育力の醸成など、より専門性の高い取り組みを進めてまいります。

次に、幼保連携型認定こども園化ですが、区は、幼保一体施設5施設を整備し、幼稚園、保育園、それぞれのよさを生かす取り組みを進めておりますので、現在のところ設置の考えはございません。

最後に、公立保育園の民営化ですが、5園程度の民営化を計画的に進めてまいります。

[福祉部長榎本圭介君登壇]

○福祉部長（榎本圭介君） 私からは、高齢者施設と委託事業についてのご質問にお答えいたします。

まず、特養についてですが、区では、できる限り住みなれた我が家で暮らすを高齢者介護の目標とし、高齢者ご本人およびご家族を支援する仕組みを整備し、在宅生活の継続が困難になった場合に備え、特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護、グループホームなど、それぞれの介護状態像やニーズに合った施設の整備を総合的、計画的に行っております。今回の南品川4丁目における特養整備につきましては、他地区との均衡を考慮して開設を決定したものです。今後の整備につきましては、介護サービス全体に対する利用者ニーズの変化や介護保険料への影響などを総合的に判断し、適切に対応してまいります。

次に、品川介護福祉専門学校の入学者の推移ですが、平成26年度が35人、27年度が36人、28年度が24人となっております。また、卒業生の区内就職者数は、平成25年度が34人、26年度が26人、27年度が30人で、区内施設就職率は約94%から97%を推移しております。介護福祉人材確保については緊急な課題と認識しており、遠隔地からの人材確保支援や実務者研修費助成のほか、人材定着のため、家族介護をしている介護職員への支援などを実施しております。外国人の実習生については、日本語の理解や就労の継続性などの課題はありますが、今後、受け入れられる環境の整備について研究してまいります。

次に、指定管理者など委託業者の変更についてですが、品川児童学園の引き継ぎについては、新法人による職員への説明、面談を重ね、おおむね半数の職員が新法人へ移行することとなりました。新法人からは、施設長、児童発達支援の経験職員を迎え、法人の理念、めざす支援を共有するための研修も実施しながら、円滑な引き継ぎを行っております。福祉事業における指定管理については、利用者が支援者との信頼関係に基づき、安心して支援を受けられることが何よりも大切であり、他の管理的な業務よりも継続性が重要であると考えています。

最後に、保育園の民営化における引き継ぎのあり方ですが、在園児の個性を把握し、発達段階に応じた保育が必要となりますので、区と委託事業者の保育士が連携して引き継ぎ保育を行い、保育方針を共有いたします。

[健康推進部長西田みちよ君登壇]

○健康推進部長（西田みちよ君） 私からは、受動喫煙対策についてお答えいたします。

まず、国が進める受動喫煙対策の強化につきましては、3月上旬に健康増進法の改正案を国会に提出予定と聞いております。法案のたたき台では、官公庁、社会福祉施設などは建物内禁煙、医療機関、小学校、中学校、高校は敷地内禁煙、飲食店、ホテルなどのサービス業は原則建物内禁煙ですが、喫煙室の設置が可能とされております。なお、2月9日に厚生労働省が開催した全国健康関係主管課長会議の席上、法案は現在も関係機関と調整中との説明がなされております。

次に、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けての考え方ですが、都内あるいは全国一律の受動喫煙対策の実施が必要であり、また、さまざまな立場の方がさまざまなご意見をお持ちの課題ですので、区としましては、引き続き国や都の動向を注視し、その動きに即応できるよう準備しているところです。

〔総務部長田村信二君登壇〕

○総務部長（田村信二君） 私からは、ヘイトスピーチについてお答えいたします。

お尋ねの法務省によるまとめですが、区には届いておりませんが、新聞報道等によると、ヘイトスピーチの具体例や表現方法は、デモの発言に限らず、プラカードの文字やインターネットの書き込み等も該当するとの内容でございます。いずれにしろ、ヘイトスピーチ解消法は罰則のない理念法ですので、区としては、引き続き人権尊重都市品川宣言に基づく差別の解消とともに、普及啓発と教育の推進に努めてまいります。

〔文化スポーツ振興部長安藤正純君登壇〕

○文化スポーツ振興部長（安藤正純君） 私からは、オリンピック・パラリンピックについてお答えいたします。

最初に、平成29年度オリンピック・パラリンピック準備課の体制でございますが、現在、課長を入れて4名のところ、2名増の6名体制となる予定です。また、平成32年度までの体制につきましては、今後の事業規模等を見据え、適正な人員配置に努めるとともに、これまでどおり、事業実施に当たっては、組織を越えた応援体制で臨んでまいります。

次に、新年度事業の柱は、千日前フェスタでございます。平成29年10月28日がちょうど大会開催の1,000日前となります。これまで区が応援している3競技のフェスタを順次開催してまいりましたが、その集大成となり、なおかつ1,000日前にふさわしいスポーツフェスタを秋に開催いたします。議員ご指摘のとおり、今後ますますのスポーツ振興につながる事業につきましては、当然大会後も継続していくべきものと捉え、この考え方を前提として、品川区スポーツ協会とも連携をしているところでございます。

○藤原正則君 再質問させていただきます。

まず、一番最後に答弁していただいたオリンピック・パラリンピックの件ですけど、本当によかったですね、2名増えて。私もずっとこのことを要望というか、質問して、毎回、それは人事だからわからないと言われていたんですけども、やっぱり区のやる気というのがこういうことでもわかります。これはやっぱり私もずっと追っていきたいので、きょう、この場ではもう時間がないですから、予算特別委員会でじっくりまたさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それで、次に、ヘイトスピーチなんですけれども、部長、ちょっとやっぱり弱いんですよね、答弁が。ここは、やっぱり人権の尊重都市宣言品川なんですから、もうちょっと力強い答弁をいただかないと、ちょっと私も納得ができません。

あと、受動喫煙についても同じです。国のというのわかるんですけども、国は国、品川区は品川区じゃないですか。もうちょっと品川区の担当部長として思いをお話ししていただければ幸いです。

〔総務部長田村信二君登壇〕

○総務部長（田村信二君） 藤原議員の再質問にお答えします。

ご存じのとおり、平成5年に品川区では人権尊重都市品川宣言ということで、既に外国人への差別ということで、どれほど多くの人間が苦しんでいることかということで、差別はやはり人間の理性と良心によって必ず解消できるという宣言をしておりますので、その趣旨を踏まえて、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

〔健康推進部長西田みちよ君登壇〕

○健康推進部長部長（西田みちよ君） 受動喫煙対策でございますけれども、私は医療職でございますので、たばこに関する本人への影響、それから、周囲に及ぼす影響ということは、非常に認識しているところでございます。ただ、受動喫煙対策は、先ほど申しましたように、一地区だけでできる問題でもございませんので、今後、必ずや対応の方向性が明らかになりますので、区としても、このことについては重い課題と思って推進していくところでございますし、動きには即応できるような対応を考えているところでございます。

○議長（大沢真一君） 以上で、藤原正則君の質問を終わります。

次に、松澤利行君。

〔松澤利行君登壇〕

○松澤利行君 私は、品川区議会自民党・子ども未来を代表して、一般質問を行います。

区民の皆様から寄せられた陳情や要望を代弁してまいります。

私は、先日、品川区議会自民党・子ども未来議員団の一員として、糸魚川市に大規模火災の被災状況の視察に行っていました。火元付近は30軒近くの建物がすき間なく建つ木造住宅の密集地区、当時は強風下で、最大瞬間風速24.2メートルの南風が吹いていました。焼損棟数は半焼、部分焼を含めて147棟、焼損面積は床面積で30万411.87平米、しかし、奇跡的に死者はありませんでした。被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げますとともに、この大規模火災の教訓を踏まえて、防災問題を中心に質問をしてまいります。

質問の第1点目は、老朽建築物の除去についてお伺いいたします。

このほど2年に1度の第22回品川区世論調査が発表されました。次に挙げる区の施策の中で今後特に力を入れてほしいものはどれですかという重点施策についての説明に対して、防災対策30.8%、安全な市街地整備、老朽・過密住宅地区の改良、空き家対策など27.9%、高齢者福祉26.5%となっており、2011年の東日本大震災以降、常に防災対策が1位を占めております。

東京都では、2008年に地域危険度測定調査を発表しました。大地震発生後の火災の発生しやすさと延焼しやすさを町丁目単位でランキングしたもので、東日本大震災の発生より3年前のことです。そして、その調査では、品川区内では、豊町5丁目と二葉3丁目は都内で最も高リスクの地域の1つとされました。両地域とも、消防車が入れない狭い道路に住宅が密集しているとされています。そして、火災危険度が高いとされている地域は、東京都が防火遮断帯として早期開通をめざしている都道補助第29号線の沿線が多く含まれております。

品川区では、こうした調査結果や道路拡幅などに取り組んでまいりました。

今、東京では首都直下地震の発生が危惧されており、市街地整備については、地震災害およびこれによる延焼火災に対して弱い木造住宅密集地が多く残されていることから、耐震診断助成を行っております。助成の内容は、品川区内全地域が対象で、昭和56年5月31日以前に建築された個人が所有する建物で、木造の一戸建て住宅の場合は2分の1助成、限度額は6万円となっております。密集市街地整備促進事業の網のかかる地域では、耐震診断で倒壊のおそれがあると判定された物件については、除去費用が助成されております。

私は、首都直下地震対策として、速やかに倒壊の危険がある老朽建築物の除去を図るため、西品川1・2・3丁目地区に密集住宅市街地整備促進事業の拡大を質問してきましたが、総合危険度が低いということで、拡大されませんでした。

しかし、東京都が推進する2020年の東京への実行プログラム2012の取り組みの1つ、木密地域不燃化10年プロジェクトとして9か所が事業指定され、西品川2・3丁目地区が入りました。その結果、老朽建築物の除去について助成が受けられるようになりました。しかし、西品川1丁目地区は入りませんでした。

西品川1・2・3丁目地区は地元では一体の地域とされていること、西品川1丁目は、北には地区再開発区域があり、南はしながわ中央公園に接しているが、局所的に木造住宅密集地域があることから、不燃化特区に加えるべきではとの質問には、不燃化特区の指定における西品川1丁目につきましては、新幹線や横須賀線の東側に位置し、木密地域を含んでいるものの、東京都が平成25年に公表した地震に関する地域危険度測定調査において火災危険度が3であるなど、他の地域と比較し、地域危険度は必ずしも高くないため、指定には至らなかった経緯がございます、今後、地域のまちづくりの動向を踏まえ、必要な防災まちづくりを進めてまいりますとの答弁をいただいております。

こうした中、2月2日のプレス発表資料、平成29年度品川区当初予算案で、新規事業として、西品川1丁目は局所的に密集度が高いエリアを含み、不燃化特区の西品川2・3丁目地区と連担しているものの、整備区域の指定から外れていることから、これまで具体的な不燃化対策が講じられていなかった、平成29年度は状況調査や地区内検討を行うなど、改善に向けた取り組みに着手するとしております。当然のことながら老朽建築物の除去助成は含まれていると思いますが、検討の方向性についてお教えください。

荒川区では、不燃化特区、木密地域不燃化10年プロジェクトの中に密集住宅市街地整備促進事業を入れて、道路拡幅や広場整備を行っております。品川区では、そうした取り組みは行っておりません。なぜ品川区では行わないのか、改めてお伺いいたします。

私は、糸魚川市の大規模火災の現場で焼け残った奇跡の家を見てまいりました。地元の越後杉を使った木造2階建ての建物で、耐震と耐雪、耐寒を考慮して、密閉度を高め、窓を小さくし、二重サッシ、外壁はステンレスとれんが、耐火は考えていなかったが、軒がなかったために火が中に入らなかったと言われています。このような建物が多く点在し、不燃化率を高める施策が必要と思っておりますが、理事者のご見解をお伺いいたします。

質問の第2点目は、補助第29号線についてお伺いいたします。

補助第29号線は、品川区大崎3丁目から大田区南馬込6丁目間の延長約5キロメートルの都市計画道路で、木密地域不燃化10年プロジェクトの特定整備路線として、事業期間は平成26年度から平成32年度として、幅員20メートル、車道は2車線、その両側に自転車道2メートルと歩道3.5メートルを整備し、電線類の地中化や街路樹の植栽を行うとされています。事業の効果として、災害時における延焼遮

断帯、避難・救援路としての機能強化など地域の防災性の向上、交通の円滑化が図られ、歩行者や自転車の通行の安全性、快適性の向上、電線類の地中化や街路樹の植栽により良好な都市景観の創出などがうたわれています。

この補助第29号線は荏原地区の火災危険度の高い地域を縦断している路線であり、私は、災害時の延焼遮断帯、避難・救難路としてぜひとも早期に完成させたい路線とっております。品川区としての早期完成に向けての決意をお聞きしたいと思います。

また、現在の進捗状況をお聞きいたします。

特定整備路線補助第29号線の6区画の1つに、戸越公園駅周辺、戸越5丁目から豊町6丁目があります。大井町線戸越公園駅の前には6か所の踏切が連続しており、利用者の危険性が高く、広域避難場所である戸越公園への避難に支障があります。2011年に発生した東日本大震災のときには、長時間にわたって踏切の遮断機がおりたままになり、通行不能になりました。

私は、以上の点から、補助第29号線の整備にあわせて大井町線戸越公園駅の高架化をすべきであると本会議で質問をしてみました。また、地元のまちづくり協議会が東京都や品川区に陳情を行い、平成28年3月に東京都が踏切対策対象路線に位置づけて調査に入りました。品川区でも、本年度予算に東急大井町線連続立体交差化事業、東急大井町線立体化に伴うまちづくり検討調査業務として1,350万円を計上されておりますが、その内容について、どのような調査を行うかをお教えてください。

補助第29号線は事業期間が平成32年度と計画されておりますが、同じころに完成できるのでしょうか、お伺いをいたします。

戸越公園の北側と南側の街区では、補助第29号線の拡幅と戸越公園駅の高架化にあわせて、再開発による高架化が計画されております。特に南側では準備組合ができていっているやに聞いております。私は、早く認可して、早く高層化を進め、そこに道路拡幅により立ち退きせざるを得ない従前居住者が優先的に入れる住居をつくれればと思っておりますが、理事者のご見解をお伺いいたします。

また、今後のスケジュールについてお伺いをいたします。

質問の第3点目は、地域での防災力の強化についてお伺いいたします。

ことしの1月29日、しながわ中央公園開園記念式典が行われ、完成した防災広場が披露されました。北側は囲い込まれていた公共溝渠がきれいに整備され、通路となり、防災広場の下段には遊具があり、子どもたちが大勢遊んでいます。防災広場も、保育園児や親子連れが散歩をしたりして、楽しく利用しています。

式典では、中央部につくられたヘリポートに自衛隊のヘリコプターが2度着陸し、1度目は、医薬品をおろし、けが人を搬送する訓練を披露し、2度目は、オートバイをおろして被災状況を偵察する訓練を披露しました。災害時ボランティアと消防団の放水訓練が行われ、大勢の見物人や招待者から喝采を受けました。

防災広場内には2基の消火栓があり、スタンドパイプによる放水・消火訓練や区民消防隊、ミニポンプ消防隊による放水・消火訓練が非常にやりやすくなりました。ここで始まる放水・消火訓練を見るのを楽しみにしております。

私は、この防災広場で品川区と消防署との共催による区民消防隊のC級ポンプ、ミニポンプ隊の操法大会の開催を提案いたします。もちろん操法指導は消防団が行います。今、各地域や各町会・自治会でスタンドパイプやミニパイプ、消火器を使った防災訓練が行われ、小学校や中学校でもミニポンプの訓練が行われていることは承知しております。また、区内13地区で地区防災訓練が行われ、その会場で消

火器による消火訓練、スタンドパイプ訓練、区民消火隊やミニポンプ隊の一斉放水が行われているのも承知しております。地域の一人ひとりがスタンドパイプの操作訓練やミニポンプの操作訓練を行い、誰でもが器具になれ親しみ、使えることが一番の目的であり、大切なことですが、一方で、その熟練度、完成度を地域の皆さんに披露することも大切なことだと思います。

操法大会を品川区、消防署、地域のポンプ隊、消防団、この4者が大会を開催することで、防災に対するきずなや一体感がより深まり、地域での防災力の強化につながっていくものと確信しております。また、操法大会に出場をめざすポンプ隊の若返りが図られ、ひいては町会の若返りが図られるものではないかと思っております。理事者の操法大会についてのご見解をお伺いいたします。

地域での防災力の強化のキーポイントは、何といたっても町会と消防団の連携、一体感の形成だと思っております。消防団員の募集事務を例にとると、各町会から少なくとも1人は町会推薦団員として入団し、地域と消防団の橋渡し役を行うことが大切だと思いますが、現実には、団員が1人もいない町会がたくさんあります。消防団は東京都、町会は品川区、管轄が違う、品川区地域センターから話がない、区政協力委員会でも話題にならない、区長から話があれば考えてもよいなどの声も聞かれました。区長さん、地域防災力の強化の一助として、ぜひとも声をかけていただきたいと思います。また、区の職員の消防団員は、現在1名だけになってしまいました。職員についても声かけをお願いいたします。

地域での防災力の強化について、消防団員の入団についてを例に挙げましたが、首都直下地震の発生が危惧されている中、装備の充実とともに、地域の一体感、きずなの強化が必要なことと思っております。理事者のご見解をお伺いいたします。

質問の第4点目は、用地の取得についてお伺いをいたします。

私たち議員は、自分たちの町会には広場がない、防災広場をつくってほしいとの陳情を受けることがあります。しかし、なかなか実現することができません。防災広場を買う予算は、国や東京都の補助金がつかず、自主財源、つまり、区民の皆様の税金のみで手当てすることになります。したがって、当初予算に入っていないと、つくることが難しくなってしまいます。

ところが、木造住宅が密集し、火災危険度の高い地域で、密集住宅市街地整備促進事業に指定されている地域は、一定の広さなどの要件が合えば、防災広場をつくることができます。国や東京都の補助金がつくからです。私は、密集住宅市街地整備促進事業をさらに進めていきたい、国や東京都の補助金が使え事業を使って、各地域に防災に強いまちづくりのために防災広場をつくりたいと思っております。理事者の防災広場の取得に関するご見解をお伺いいたします。

ところで、国家公務員宿舎小山台住宅と峰友寮の払い下げ計画があります。平成27年9月には居住者退去完了、広さは2万3,712平米、約7,285坪もあります。活用については、東京都は、都立林試の森公園の避難所機能拡大のため取得を希望しています。品川区は、行政需要を考慮しながら、5,000平米程度の用地を確保したいとしております。地元では、峰友寮の近くに品川区の施設が欲しい、人が集まる施設が欲しいとの要望があります。どのような行政需要に応えようとしているのか、ご見解をお伺いいたします。

私は、国や東京都の補助金を使えるなら、より安全な、安心できる品川区のために、もっと用地の取得を考えてもよいと思っております。この国家公務員宿舎小山台住宅跡地の林試の森公園に続く南側通路部分については、避難通路確保のため、品川区が管理しています。この東側部分は約1万平米以上あり、ほぼ長方形であります。ここを国や東京都の補助金をいただいて取得し、小山台小学校を移転してはいかがでしょうか。小山台小学校は、建設されてから46年が経過しております。森の中の学校として、

品川区の教育の粋を集めた学校をつくりたいと希望いたします。

小山台地区は、武蔵小山駅周辺で大規模な再開発が次から次へと計画されており、就学人口の増加で学校が足りなくなる懸念があります。また、現在の小山台小学校の用地は、約2,000坪あります。都道補助第46号線に隣接し、高層化可能な用地であり、将来、品川区にとって有益なものと思っております。理事者のご見解をお伺いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、老朽建築物の除却についてお答えをいたします。

まず、西品川1丁目における29年度の取り組みにつきましては、昨年度末に改定された東京都の防災都市づくり推進計画において、地震の際に甚大な被害が想定される整備地域以外でも、局所的に老朽建築物が密集する地域については新たに調査検討を行う際の支援対象となったことから、現状把握を含む地区内検討に着手することとしたものであります。除却助成等の具体的な支援は現時点では制度化されておきませんが、調査結果を踏まえ、今後の支援について、東京都に要望していく考えでございます。

次に、密集住宅市街地整備促進事業についてですが、品川区では、不燃化10年プロジェクトが始まる以前から、地域危険度が高い地区で道路拡幅や広場整備等の密集事業を進めてきております。ほとんどの不燃化特区地区では特区指定前から密集事業を実施しておりますが、西品川2丁目・3丁目地区および大井5・7、西大井2・3・4丁目地区の2地区につきましては、不燃化特区の指定が先行したため、現在、密集事業の導入に向け、地区の検討会等で意見交換を行っているところであります。また、糸魚川市の事例では、耐雪、耐寒のための構造が結果として耐火につながったと聞いております。地域事情の差はありますが、建築物の耐火性能を高めるための構造強化の必要性については十分に認識しているところであります。引き続き、燃えないまち・燃え広がらないまちづくりを進めてまいります。

その他の質問等につきましては、各担当部長等よりお答えを申し上げます。

〔都市環境部長藤田修一君登壇〕

○都市環境部長（藤田修一君） 私からは、補助29号線の整備についてお答えします。

補助29号線をはじめとする特定整備路線は、災害時における火災の延焼を防止するとともに、緊急車両の通行など防災性の向上の観点から重要な道路でございます。燃えないまち、燃え広がらないまちを早期に実現するため、都が進める道路整備とともに、建物の耐震化や不燃化に向けた区の取り組みを重層的に進めることが重要であると考えております。現在、東京都では多くの関係権利者との交渉を積極的に進めており、用地取得率はおおむね5%と聞いております。区といたしましても、引き続き安全で安心して住み続けられるまちづくりに向け、早期完成をめざし、都と連携して取り組んでまいります。

次に、東急大井町線立体化に伴うまちづくりについてですが、28年度から2か年で都が行っている戸越公園駅付近の立体化の調査検討にあわせ、関連する駅前広場などの整備について調査検討するものでございます。また、スケジュールは、立体化の手法等が明らかになった段階で具体的に検討される項目でございます。現段階での補助29号線整備事業は鉄道との平面交差で認可されており、引き続き事業者である都と連携し、区としても、両事業の推進に努めてまいります。

次に、戸越公園駅南側に位置する戸越5丁目19番地区市街地再開発準備組合では、29年度の都市計画決定に向け、協議を進めております。また、その施設計画では、道路事業により移転される方々の受け皿となる住宅供給の考えが示されております。区といたしましても、地域のまちづくりの拠点施設として、今後も道路事業との調整を図ってまいります。

〔災害対策担当部長曾田健史君登壇〕

○災害対策担当部長（曾田健史君） 私からは、地域での防災力の強化についてお答えいたします。

初めに、操法大会についてですが、地域防災のスペシャリストである消防団につきましては、操法大会への参加を通じ、さらなる練度向上が期待できる一方で、一般区民で構成される区民消火隊やミニポンプ隊につきましては、多くの方が基本操法を習得する段階にありますので、操法大会で競うよりも、地区総合防災訓練などにおける操法披露を通じ、練度向上を図ることが望ましいと考えております。

次に、地域の一体感、きずなの強化につきましては、町会・自治会員の入団による消防団との連携が重要であると考えておりますので、さまざまな機会を捉え、積極的に消防団入団への啓発をしてまいります。また、あわせて区職員への声かけも行ってまいります。

〔企画部長中山武志君登壇〕

○企画部長（中山武志君） 私からは、用地の取得についてお答えいたします。

初めに、密集住宅市街地整備促進事業を活用した防災広場の取得につきましては、新たな空地进行を創出することによる不燃領域率の向上、資器材倉庫の設置や防災訓練の場としての活用、発災時の一時集合場所の確保など、さまざまなメリットがあります。事業導入に当たっては、地域危険度の要件に加え、地域における事業推進の機運が必須であるため、今後も地元との意見交換等を通じて災害に強いまちづくりを進めていきたいと考えております。

次に、旧国家公務員宿舎跡地の活用についてでございます。

初めに、活用の用途ですが、区にはさまざまな行政需要がある中、高齢者をはじめとする福祉施設や子育て施設については、用地の確保が困難であることから、そうした施設の設置を基本としながら、地域の方々も集える場なども視野に入れ、検討を行っております。

次に、小山台小学校を国有地に移転した上で、その跡地に施設建設をとのことでありますが、区有地もあわせて有効活用するダイナミックなご提案であると認識いたしました。しかしながら、都は、広域避難場所拡充のため、都市公園の拡張を主張しており、区の活用に当たり、その制約をどのように抑えるかが今後の協議の重要な課題となっております。また、小山台小学校は、全体では中程度の老朽度であり、現時点において早急な改築は考えておりません。さらに、今年度から取り組んでいる近隣の後地小学校の改築に当たり、増加が見込まれる周辺地域の就学人口推計も見据えた検討を進めているところであります。

以上のことから、興味深いご提案ではありますが、その実現には困難な面も多いものと考えてございます。

○松澤利行君 再質問は1点だけしたいと思います。

これは、小山台公務員宿舎の跡地の問題なんですけれども、確かに東京都はあそこを防災公園に広げたいというふうに考えるんでしょうけれども、実際に行ってみますと、公務員宿舎は5階建てで、すごい高さですよ。あれがある利点は何かという、あるいはあそこにある小山台1丁目17番ですかね、あるいは目黒川ですよ。あそこから火災が来た場合に、あの建物が防火、いわゆる輻射熱を防いでくれるわけです。その影にたくさんの方が避難できる。もしあれを全部取っ払ってしまっ、あれを公園にした場合には、実際には林試の森公園に避難する人が少なくなるという、そういう調査も出ていますよね。ですから、私は、東京都と話す際には、やはり品川区が払い下げってもらうところは道路側、その裏側、用地的には品川区が要らない側ですね。そちら側を公園にしていれば、品川区がつくる施設の影に、そこに公園ができるわけですから、そこに輻射熱を防げるということで、収容人口が増

えるのかなということ、これは、防災の方としっかり協議をしていただいて、学校を移転する、実際に、50年に至らなくても移転している学校はありますよね、いろんなことによって。今年度、29年度から取り壊すということになっていますから、まだ二、三年、広場整備にはかかると思いますので、やはりその間、研究していただいて、46年が48年、49年、50年近く経過しますので、あそこは、新しく品川区の教育の粋を集めた学校にしていいただければ、残った用地は……

○議長（大沢真一君） 松澤君、質問をまとめてください。

○松澤利行君 それなりの需要があるのではないかと思いますので、もう一度ご答弁をいただきたいと思います。

〔企画部長中山武志君登壇〕

○企画部長（中山武志君） 用地取得にかかわります松澤議員の再質問にお答えいたします。

荏原地区にある貴重な広域の広場、これについての活用につきましては、区としても大きな関心を持っているところでございます。しかしながら、東京都が1人当たりの避難面積として少ない広域避難場所としての拡充が大きな課題ということで、これを踏まえて協議を進めております。ご提案のような火災への対応も含めた幅広い視野の中で、十分な区政への活用の有効性を踏まえて、検討、交渉を進めていきたいと考えてございます。

○議長（大沢真一君） 以上で、松澤利行君の質問を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時12分休憩

○午後1時開議

○議長（大沢真一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ご報告いたします。休憩中に傍聴人より写真撮影の申請が議長に提出されましたので、品川区議会傍聴規約第8条の規定により、これを許可いたしました。

一般質問を続けます。

つる伸一郎君。

〔つる伸一郎君登壇〕

○つる伸一郎君 区議会公明党を代表して、一般質問を行います。

はじめに、小山台の国家公務員宿舎跡地活用についてお尋ねいたします。

小山台の国家公務員宿舎跡地の旧小山台住宅、旧峰友寮の約2万4,000平米の跡地活用については、隣接する地元町会や地元の皆様のお声を丁寧に伺いながら、私も地元の代弁者として福祉施設の整備など区民福祉の向上につなげる提案や要望をしまりました。

特に、歩道の拡幅、遊歩道の設置については、平成27年の予算特別委員会で、同跡地に隣接する小学校の学校だよりに掲載された「子どもたちの安全のために歩道を広げてほしい」という趣旨の地元町会長の声も踏まえ、福祉施設の整備や歩道の拡幅に向けた土地の暫定利用など具体的に提案し、歩道のための暫定的な活用の可能性について答弁がありました。

また、昨年の行財政改革特別委員会でも、区議会公明党からの道路の拡幅についての質問に、「道路の問題は重要視し」「道路の拡幅を頭に置きながら」協議を進めていく趣旨の答弁もありました。

そこで、質問の1点目は、安全安心の歩道の拡幅についてです。

さきに触れた歩道は、目黒区との区境の歩道ですが、小山台一丁目と二丁目の丁目境である、林試の森公園の水車門口から旧小山台住宅に沿って西に向かう歩道も立木があり、道路幅が狭く、急傾斜になっていることから、拡幅を求める声を伺っています。

そこで、子どもたちをはじめ、地域の方の安全な歩行環境が確保できる道路の整備や防災上の観点からも、品川区として土地の取得を積極的に求め、歩道の拡幅を早急に進めるべきです。

質問の2点目は、福祉施設等の整備についてです。

区議会公明党としても、区が取得を希望している5,000平米の活用については、集会施設などの地元要望を含め、特別養護老人ホームや保育園などを求めてきたところですが、現在、東京都との協議を鋭意行っていると伺っております。また、来年度には宿舍の解体工事が着手されるとのことですが、工事中の安全や騒音等の対策も必要です。そこで協議の状況、品川区のご見解をお聞かせください。また、解体工事における安全対策等について関係機関との連携を求めます。

以上、それぞれご見解をお聞かせください。

次に、区民の命を守る情報発信についてお尋ねいたします。

「手の届くところであって、未来を照らしてくれる唯一の光は、過去の経験である」との言葉を残した、歴史家アーノルド・トインビーの日本での講演をまとめた書籍のタイトルは「歴史の教訓」でありました。災害から区民の命を守り、悲劇の拡大を繰り返さないためには、過去の災害から学び、生かすことが重要です。

そこで、質問の1点目は、緊急地震速報システムの整備促進についてです。

震災から命を守る情報発信として有効なものが緊急地震速報です。気象庁の発表によれば、東日本大震災後や熊本地震後にあった緊急地震速報の誤報が多発した過去の経験も踏まえ、昨年12月から新たな手法を採用して、より精度よく速報が発表できるように改善されたとのことですが。

これまで区議会公明党としても、緊急地震速報システムの設置を推進し、現在、区有施設には181か所に設置されていますが、区民の命を守るためには、さらなる情報提供の整備強化が求められます。

そこで、まずは、命を守る情報発信の整備が促進されるように、私立幼稚園や保育園、高齢者・障害者施設などの運営法人の緊急地震速報システムの設置状況や緊急地震速報の入手方法を把握されてはいるかがでしょうか。

質問の2点目は、避難誘導の事前案内についてです。

緊急地震速報に加え、日常から災害時に備えて継続的な情報発信をすることは、発災時の行動を迅速にさせる危機管理の上で重要です。歴史の教訓から学ぶことは数多くありますが、正確な情報によって危機を乗り越えたと言われている1560年の桶狭間の戦いはその一つです。それは、今川義元に勝った織田信長が、家臣がもたらした今川勢の陣営の正確な情報を一番の功績としたことに由来しており、その後も信長は、日ごろの準備と問題意識がいざというときに力を発揮する情報収集・分析を上位に置いて政策を進めたとのことですが。

さて、その信長が活躍した現在の愛知県名古屋市では、住民の命を守る情報発信として、市が主催する行事の開始前に参加者に対して、災害が発生した際の避難誘導の事前案内を実施しています。これは東日本大震災後に、被災地である宮城県下の町立小中学校で、教職員が自主的に行事等で震災に備えた事前案内を行っていたことを教訓としたとのことですが。こうした事前案内は、参加者の防災意識の向上や発災時の円滑な避難誘導、また主催者側の職員が参加者の命を守るという責任感を高める効果が期待されます。そこで、命を守る情報発信として、品川区が主催する各種行事等で避難誘導の事前案内を徹

底し、共催団体等にも実施を呼びかけてはいかがでしょうか。

以上、それぞれご見解をお知らせください。

次に、救命率の向上につながる救命体制の構築についてお尋ねいたします。

心臓が停止した際に電気ショックを与え救命措置ができる自動体外式除細動器、AEDの普及効果を検証した、岩見拓京都大学健康科学センター教授のグループの研究成果が昨年10月、医学系の最高峰と言われるアメリカの学術誌に公表されました。その成果の中で、AEDの有効性について、日本国内において、9年間で835人がAEDを使用したことによって命が助かり、社会復帰したことが判明し、AEDが使われなかった場合と比べて約2倍の救命率であったとのことです。一方で、「心臓が原因で突然死する年間7万人に対し、AEDが効果的に使えていない実態もあり、現在の単なる『AEDの普及』から『救命率の向上につながる救命体制の構築』を進める政策段階に移っている」と同教授は指摘しています。

そこで、質問の1点目は、AEDの効果的、戦略的な配備と管理についてです。

これまで私は、平成24年の予算特別委員会をはじめ、AEDが24時間使える体制や救命率が高くなる300メートルごとの配置など、AEDで救える命を救っていける体制の構築を繰り返し訴えてまいりました。平成25年に厚生労働省から発表された「AEDの適正配置に関するガイドライン」によれば、市民によるAED使用例が少ない理由として、心停止の発生場所と設置場所のミスマッチ、設置場所が周知されていないことなどを上げ、効果的かつ戦略的なAED配備と管理を進めていく必要があるとしています。具体的な配置方法についても、心停止から5分以内に除細動が可能な配置、距離に換算すると300メートルごとになる配置のほか、学校では心停止が発生する頻度が高い運動施設への優先配置、可能な限り24時間、誰もが使用できることなどが挙げられています。そこで、改めて、品川区の区有施設、民間施設のAEDの設置状況をお知らせください。

また、24時間、誰もが使用できる状態の設置場所と設置数、さらに救命率が高く、社会復帰率も高くすることのできる300メートルの設置間隔が確保されていない地域をお知らせください。加えて、効果的、戦略的な配備と管理には、民間の協力も必要です。かねてより提案している24時間営業のコンビニエンスストアやガソリンスタンドなどのほか、比較的深夜帯まで営業されている公衆浴場などにも、他自治体の事例も参考としながら設置助成を検討してはいかがでしょうか。

質問の2点目は、AEDの救命率向上につなげる周知についてです。

昨年5月から、生活安全サポート隊の全車両5台にAEDが搭載されました。平成24年の予算特別委員会から繰り返し提案してきたものとして、AEDを車両に搭載することで、区内を広範囲で網羅する体制ができたことを大きく評価し、さらに推進を図ってまいります。一方で、車両にはAEDを搭載していることがわかるステッカー等の掲示がないと認識しており、救命率をさらに向上させるには、周知の強化が必要です。そこで、生活安全サポート隊の車両にAEDを搭載していることを周知するステッカーの掲示にあわせ、施設等のAED設置場所の掲示物や設置位置までの誘導案内などの周知方法の強化を求めますが、あわせてご見解をお知らせください。

質問の3点目は、ジュニア救命士の養成講座についてです。

この年末年始も、区内各地域でもちつき大会が行われましたが、都内のある地域の会場で、もちの返しを担当していた女性が急性心筋梗塞による心肺停止から救命されたとの記事が掲載されていました。記事によれば、救急車が到着するまで約10分間にわたり心臓マッサージを続けた都議会副議長をはじめ、現場に居合わせた方々の連携によって、幸いにして倒れた女性は病院に搬送する途中の救急車内で脈と

呼吸が回復し、今では社会復帰しているとのことですが、地域行事においても救命体制の構築が必要なことを裏づける出来事です。

さて、茨城県水戸市では、全市立小学校など33校の6年生を対象に、救命活動ができる児童を育てるために「ジュニア救命士」の養成講座を今年度から始めました。同講座は、授業の一環として、市消防本部の職員により、応急手当の目的などの講義のほか、心臓マッサージやAEDを用いた実技などを行い、講習後に、市オリジナルの「ジュニア救命士」認定証が付与されています。認定証を付与することによって、子どもたちのインセンティブを高め、子どもから大人への救命講習受講率向上につなげているようです。

品川区の一部、小中義務教育学校では、消防団の方などを招いてAEDを含む応急手当の実習を行っている認識しています。また、今年度は23校の小学校3年生が、社会科見学のコースとして、しながわ防災体験館でAEDについての説明、指導を受けていますが、実際の操作は担任が行い、児童は見学で、時間の都合で実施しない学校もあると伺っています。そこで、教職員や不在のときや学校現場だけでなく、大人がいないときでも救える命を増やすために、「ジュニア救命士」の認定証を付与するような救命意識を高める取り組みを参考に、既存の実習を強化させてはいかがでしょうか。

以上、それぞれご所見をお聞かせください。

次に、ホースセラピーについてお尋ねいたします。

大井競馬場を所有する東京都競馬株式会社は、社会貢献活動の一環として、平成21年より、都立の特別支援学校の生徒を競馬場に招待し、ホースセラピーとして馬とのふれあい事業を実施しています。昨年8月には、しながわCSR推進協議会に入会され、同社所有の駐車場を認可保育園として提供されるなど、品川区と連携した社会貢献活動に寄与されています。

そこで、質問の1点目は、「馬とのふれあい事業」の活用についてです。「馬とのふれあい事業」は大井競馬場既務員労働組合の方と協力して行われており、同組合としても独自に、浜川小、鈴ヶ森小、鮫浜小などで実施されたことがあり、浜川小については、昨年は特別支援学級の児童が参加されたと伺っています。

先日、区議会公明党の代表で、同組合の委員長と懇談した折、委員長から「ふれあい事業を障害者の方や教育の現場でもっと積極的に活用してもらいたい」との提言を伺い、また、東京都競馬の担当者とも具体的な活用方策について意見交換もさせていただきました。そこで、東京都競馬株式会社や大井競馬場既務員労働組合と連携し、特別支援学級の児童・生徒、障害者の社会福祉法人等にも「馬とのふれあい事業」に参加を呼びかけてはいかがでしょうか。

質問の2点目は、ホースセラピー・乗馬療育体験会の開催についてです。

これまでも、平成15年の一般質問などで区議会公明党から、千葉県船橋市などの事例を参考にホースセラピーの実施を提案してまいりました。ホースセラピーは、日本語では馬介在療法、乗馬療法と訳されますが、フランスのパリで1875年に、乗馬が麻痺を伴う神経障害に極めて有効な療法であることが発見され、欧米では乗馬療法が治療システムとして確立されており、ドイツやフランスでは保険適用となっています。

医学的根拠として、公益社団法人日本リハビリテーション医学界の「脳性麻痺リハビリテーションガイドライン」には、「馬によってつくられるリズムカルな動きにより、これにまたがった際の骨盤の動きが健常児の歩行時の骨盤の動きと類似することから、脳性麻痺患児や頸髄損傷患者の粗大運動の向上や痙性の低下のほか、自閉症の感覚の障害の改善が報告されている」と示され、脳性麻痺児の姿勢制御

や姿勢バランスを改善し、体幹・股関節の筋肉の対称性との改善効果があることから乗馬療法は勧められるとあります。

先日、私は、伊豆大島で社会福祉法人と連携してホースセラピーを実施しているブルーヘイズ農場の平山秀茂さんのもとを訪れ、取り組みを伺い、実際に体験もしました。当日は、連携している社会福祉法人の係長と知的障害の施設利用者にも同席いただき、ホースセラピーの活用状況や利用者の方からは実体験も伺いました。利用者の方からは、「ホースセラピーを実施して2年になるが、始めてから半年で指導する側になりたいという気持ちが沸き、施設職員や農場を訪れた方に、スタッフ側として指導できるまでになった」と伺いました。

また、自治体として連携している事例として、北海道の浦河町では一般財団法人ホースコミュニティに業務委託をして、障害児や高齢の方にホースセラピーを実施しています。先日、私はうらかわ乗馬療育ネットワークが主催する乗馬療育のシンポジウムに参加し、理学療法士や作業療法士、社会福祉士の方の実践報告など乗馬療育の現状を学んでまいりました。同ネットワークの副会長でもある日本中央競馬会の角居勝彦調教師や滋賀県栗東市で放課後等デイサービスで乗馬療育を提供している事業者の方などと懇談をし、利用者の改善例がある一方で、馬を介した療育を実施する場の確保や療育インストラクターの育成の現状などを伺い、ホースセラピー・乗馬療育の普及啓発の必要性を改めて痛感しました。

そこで、大井競馬場での「馬とのふれあい事業」の取り組みも活かしながら、浦河町の事例を参考とした仕組みづくりを視野に、まずは、ホースセラピー・乗馬療育体験会の実施を検討してはいかがでしょうか。

以上、それぞれご所見をお聞かせください。

最後に、医療的ケア児の保育についてお尋ねいたします。

医療的ケア児とは、病気や事故などが原因で、日常生活を営むために痰吸引や鼻からの経管栄養注入など、本来医師にしか認められない医療行為を要する障害児のことです。厚生労働省研究班によれば、新生児集中治療室での長期入院など医療技術の進歩などを背景として、医療的ケアによって退院できる例が年々増えているとのことです。医療的ケアは、介護保険法の改正により、平成24年の4月からは、医師や医療的な介助行為を行う家族以外に、一定の研修を受けて認定されたヘルパーや保育士も可能となりました。また、昨年6月に、医療的ケア児の保育に関する規定を追加する児童福祉法の改正によって、医療的ケア児の保育において、地方公共団体に対して、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援が受けられるように、必要な措置を講ずる努力義務が課されました。さらに、法改正の趣旨を徹底する意味から、国は昨年8月に各自治体に対して、「地方公共団体は医療的ケア児の支援に関し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等について、利用者目線で緊密に連携して対応すること」などを求める技術的助言を発出しています。現在、区内の医療的ケアの必要な未就学児は把握できているだけで17人おり、そのうち3人の方が居宅訪問型保育を利用されており、区立の保育園での受け入れはありませんが、同法改正を受け、保育園での受け入れ体制を整える自治体が増えてきました。報道によれば、平成26年度より受け入れを実施している目黒区のほか、私立園のみの江戸川区も含めて、現在、23区では7区が受け入れており、世田谷、渋谷、隅田、文京の各区でも受け入れを検討しているとのことです。

先月、区議会公明党の代表で、医療的ケア児を受け入れている目黒区立ひもんや保育園を訪れ、担当課長、園長と意見交換を行いました。同園で受け入れている児童は痰吸引が必要で、吸引は主に常勤の看護師が行っているとのことですが、同園は、児童の入園後、万全の態勢をとるために、園長をはじめ保育士10名が順番に東京都の2日間の研修を受け、都内の公立保育所で初めて保育士も医療的ケアがで

きる登録事業者に認定されました。さらに、看護師不在の場合、園長、保育士などが吸引する流れや、緊急時、近隣医師への連絡体制などもマニュアル化されています。

また、昨年12月には、区議会公明党の代表で、区内在住で、区外の認可外保育施設に医療的ケア児を預けているご家族から、子どもの様子を実際に見ていただきたいとのご相談を受け、ご自宅に伺いました。お子様は病気が原因で通常の呼吸が困難なため、喉にあけた穴にカニューレという器具を取りつけており、訪問した際に、カニューレにたまった痰を吸引する様子も拝見しましたが、5分ほどで医療的ケアは済み、ご相談者からは、痰吸引について特段の医療的技術は必要ないことや、お子様の医療的ケアの程度からも集団保育の中で育てたいとの思いを伺いました。

私たち区議会公明党は、先進的に取り組む自治体の事例やご家族の日常を拝見する中で、医療的ケア児のニーズを受けとめ、利用者・保護者目線で対応を図っていくことは喫緊の課題であり、早急な対応が必要と強く実感しました。

そこで、近年の医療的ケア児の増加という背景の中で、法改正や国からの通知の趣旨を踏まえ、医療的ケア児を利用者・保護者目線で支える体制づくりが強く求められますが、医療的ケア児の区立保育園での受け入れの必要性についてご所見をお聞かせください。

以上、各理事者の積極的なご答弁を期待して、私の一般質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、小山台の国有地活用についてお答えを申し上げます。

まず、道路幅員につきましては、地元のまちづくり検討会でのご意見も踏まえ、水車門口から西側へ向かう道路を幅員6メートルの防災生活道路に位置づける方向で進めており、早期実現に向けて国や東京都と用地取得に向けた協議を行っているところであります。

また、この国有地全体の活用に向けた都との協議状況ですが、昨年11月に土地利用計画検討会が設置され、検討を開始いたしました。区は、検討会において、高齢者をはじめとする福祉施設や子育て施設を基本としながら、地域の方々も集える場も視野に入れている旨の考えを示したところであります。現在、有効活用の観点からエリアについての協議を行っており、今年度末には一定の方向性が出せるよう進めてまいります。

次に、解体工事への対応についてですが、周辺が住宅密集地で狭隘な道路が多く、大型車両が通行しづらいことから、工期が長くなることも予想され、国に対して、近隣への十分な説明と安全対策の徹底を既に伝えたところであります。今後も、都と連携しながら工事期間中の安全確保に向け、国に申し入れをしてまいります。

その他のご質問等につきましては、各担当部長等よりお答え申し上げます。

〔危機管理担当部長曾田健史君登壇〕

○危機管理担当部長（曾田健史君） 私からは、区民の命を守る情報発信についてお答えします。

まず、緊急地震速報システムの整備促進についてですが、ご提案の施設におけるシステムの設置状況及び情報の入手方法について把握し、今後、整備促進に努めてまいります。

次に、行事等での避難誘導の事前案内についてですが、区主催の各種行事等では、事業内容や会場に応じ努めて避難誘導の事前案内を行っております。こうした取り組みは繰り返し行うことが重要でありますので、引き続き実施するとともに、共催団体等にも働きかけてまいります。

〔健康推進部長西田みちよ君登壇〕

○健康推進部長（西田みちよ君） 私からは、AEDに関するご質問にお答えいたします。

まず、区有施設のAED設置状況ですが、199か所に222台を設置しております。民間施設は、日本救急医療財団への登録台数によりますと810台で、区有施設と合わせて区内のAEDは概算ですが1,032台となります。24時間誰でも対応可能なAEDは、区内警察署4か所、交番26か所、消防署4か所の計34か所に設置されております。

また、300メートルの設置間隔については、駅前や繁華街などではおおむね確保されておりますが、住宅街では公共施設や事務所などが少ないためAEDの設置が進んでいない現状がございます。解決策はなかなかお示しできない課題ではありますが、引き続き検討してまいります。

24時間対応につきましては、コンビニエンスストアへのAEDの設置は、フランチャイズチェーン店において管理や運用方法などに課題があることから検討が進んでおりません。議員ご提案の公衆浴場へのAEDの設置につきましては、浴場組合からも地域のためにAEDを設置したいという要望があります。公衆浴場は深夜12時前後まで営業されていることから、地域にとって夜間使用可能なAEDが増加するメリットは大きいと考えておりますので、助成の手法を具体的に検討してまいります。

生活安全サポート隊車両につきましては、先日、AED設置のステッカーを車体に掲示いたしました。

区有施設におけるAEDの位置の周知につきましては、例えば庁舎施設は、出入口に「AED設置」を表示したオレンジ色のステッカーを掲示し、各フロアの案内図、エレベーター内案内図にもAED設置階を表示しております。今後もわかりやすい案内方法を工夫するとともに、区有施設で働く職員に対し、緊急時に備えAEDの位置を常に把握しておくよう働きかけてまいります。

〔教育次長本城善之君登壇〕

○教育次長（本城善之君） 私からは、ジュニア救命士に関してのご質問にお答えいたします。

児童・生徒が将来、緊急時に、救急隊到着まで傷病者の様子を観察し、適切な判断と行動ができるようになることは重要なことと考えております。現在、各学校では、発達段階に合わせて、保健の授業での救急対応の学習を中心に、AEDを含む応急手当について学ぶとともに、生徒には、正しい状況判断や基礎的な対処方法を身につけさせているところです。

本区では、ジュニア救命士の認定証を出す予定はありませんが、しながわ防災体験館や防災訓練等におけるAEDを用いた実践的な機会に子どもたちの参加が増えるよう、各学校へ積極的に呼びかけてまいります。

〔福祉部長榎本圭介君登壇〕

○福祉部長（榎本圭介君） 私からは、ホースセラピーについてお答えいたします。

まず、「馬とのふれあい事業」への参加ですが、特別支援学級の児童・生徒や障害者施設に通所されている方の中には、動物好きな方も多く、参加を希望する学校、施設もあると思います。事業の受け入れの枠等もあると想定されるので、どのような連携ができるか検討してまいります。

次に、ホースセラピー・乗馬療育体験会の開催についてですが、ホースセラピーをはじめさまざまな療育の手法があり、個々の障害の状況に応じて効果的な療育も異なります。どのような療育手法を実施するかは、事業所の特色であるため、区が主導するよりはそれぞれの事業所が考え実施していくものだと思います。まずは「馬とのふれあい事業」に、多くの事業所が参加できるよう検討してまいります。

〔子ども未来部長齋藤信彦君登壇〕

○子ども未来部長（齋藤信彦君） 私からは、医療的ケア児の保育についてのご質問にお答えいたします。

新生児医療の発達により、経管栄養、痰吸引など医療的ケアにより救命される児童が増えております。他児童とかかわり養育することや保護者の就労を支援するため、公私立を問わず、認可保育園で受け入れる必要があることは認識しているところでございます。

区では、集団保育が可能な場合は保育士を加配することで、これによりがたい場合は居宅訪問型保育事業で保育サービスを提供しております。しかしながら、障害や疾病の内容や程度によっては専門的なケア体制の確保や特別な配慮が必要であり、全ての児童をお預かりできる状況にはございません。今後は、法改正の趣旨に基づき、医療、療育などの関係機関との協議・連携に加え、保育技術の向上を図り、集団保育での受け入れの可能性を検討してまいります。

○つる伸一郎君 自席より再質問させていただきます。

ご答弁、それぞれありがとうございました。

まず1点、AEDですが、300メートルごとの設置間隔については、ご答弁いただいたとおり、商業スペースだったり、駅周辺等には設置しやすい環境にあると思いますが、ご答弁いただいた中での住宅街等の課題は認識を私も共有しているところでありますが、引き続き、なかなかAEDの機械そのものの単価の高さというものもあって、消火器のようにはいかないかもしれませんが、やはりそういう救命できる率を上げるという意味では、くまなく300メートル設置されているということを目指して努力していただくことが必要かと思っておりますので、これについては引き続きお願いしたいと思っております。

再質問は、緊急地震速報システム、これは民間のほうも把握した上で促進に努めていただくということでございましたが、何か促進に努める部分で具体的な方策、現状であれば、その部分をご答弁いただければと思います。

以上です。

〔危機管理担当部長曾田健史君登壇〕

○危機管理担当部長（曾田健史君） 緊急地震速報システム整備促進に関する具体的な取り組みということでございますが、今のところ具体的な取り組みという観点では案を持っておりませんので、とりあえず設置状況などを把握いたしまして、どうしたらいいのかということで整備促進に努めていきたいと思っております。

○議長（大沢真一君） 以上でつる伸一郎君の質問を終わります。

次に、木村けんご君。

〔木村けんご君登壇〕

○木村けんご君 民進党・無所属クラブの一員として、一般質問を行います。

高齢者や障害者などに優しいまちづくり、バリアフリーの進捗状況について、独居老人の孤立死を防ぐには、何をすればいいのか、健康マージャンと高齢者の健康についての3点をお聞きいたします。

最初に、高齢者や障害者などに優しいまちづくり、現在のバリアフリーの進捗状況についてお聞きいたします。

平成28年12月1日現在、全国民数1億2,711万人強、65歳以上の高齢者数3,392万人、高齢化率は26.7%と世界でも類を見ないスピードで高齢化社会へと突き進んでいる日本です。東京都も例外ではなく、平成28年9月現在の高齢者数は約301万人強、対前年比4万8,000人増、高齢化率は23.1%と、今後も高齢者数の増加が続くと見られています。品川区の現状を見ますと、平成29年1月1日現在、総人口38万2,761人、高齢者数約8万人強、うち、後期高齢者数は約4万人、高齢化率は21.1%となり、高齢化社会へと突き進んでいます。

高齢化の要因は、医療技術の進歩や健康志向の高まりが大きな要因ではないかと思っています。長寿命化の現在、地域における福祉問題や医療施策の動向などいろいろな問題がありますが、その一つがバリアフリーだとも言われています。バリアフリーという言葉自体、90年代になるまで日本社会においてあまりなじみのない言葉でしたが、建物内の段差など物理的な障壁の除去という意味合いから、最近ではより広い意味で使われています。

お聞きいたします。現在ある障壁を除去するということですが、具体的にはどのような箇所でのどのような工事を行おうとしているのでしょうか、お聞かせください。

現在のまちづくりで、バリアフリーの普及率は10年前よりはるかに進んでいます。建築物や公共交通機関に比べ、6割以上の人は、要求されている基準に比べるとまだまだ低いと答えています。

2020年にはオリンピック・パラリンピックが東京で開催されることが決定し、本区においてもオリンピック2種目が予定されています。政府の予想では年間約4,000万人の来訪者があると報道され、多くの来訪者をお迎えするには、現在よりも一層のバリアフリーの推進、さらにはユニバーサルデザインのまちづくりが必要だと思えます。

私たちの周りには、道路や建築物の出入口の段差など物理的な障壁が、高齢者・障害者などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なバリアが数多く存在しています。このようにバリアには、特に高齢者や障害者を対象に考えられています。本当は全ての人が日常生活を送る中、存在するあらゆる障壁を除去することだと思えます。また、高齢者や障害者などの自立した日常生活及び社会生活を確保すること、膨れ上がる医療費抑制の観点からも必要とされています。

お聞きいたします。バリアフリーにすることで、高齢者や障害者など自立した日常生活及び社会生活を現在より確実に確保することができ、国や都・本区での医療費増加に多少でも歯止めをかけることができると考えますが、本区のお考えをお聞かせください。

ユニバーサルデザインとは違い、バリアフリーには終わりはないと言われています。本区内には、ハード面の歩道や、建物など、全てにおいてある程度納得ができるバリアフリーになるには、どれぐらいの時間がかかるとお考えでしょうか、お聞かせをください。

国の年間医療費は、8年連続過去最高を更新し、40兆円を超えと言われています。厚労省は、医療費適正化計画などを打ち出し、医療費抑制に努めていますが、65歳未満の医療費は1人当たり17万9,600円だったのに対し、70歳以上では1人当たり81万6,800円と約4.5倍もの開きがあり、さらに70歳以上は1人当たりの金額は前年度に比べて0.1%の微増にとどまっているものの、高齢者数の増加によって、70歳以上の人を使った国民医療費の総額は2.9%も増加したと発表されています。

お聞きいたします。厚労省も医療費の抑制に知恵を絞っていますが、本区としてはどのような施策を講ずれば、国や都・本区の医療費削減が可能になるのか、また、区民の健康を守っていけるのか、お考えをお聞かせください。

区民の皆さんが健康であるには、積極的に地域の行事やボランティアに参加し、隣近所の方々とのコミュニケーションをとることなど、家に閉じこもりがちな高齢者、特に男性をいかに家の外に導き出すかだと思えます。高齢者、また車椅子や杖を使う人、障害を持つ人、持たない人に関係なく、全ての人が気軽に家から一歩足を踏み出すこと、そのためには環境整備、すなわちバリアフリーが必要だと思えます。

一つの例として、区内の歩道を歩いていても、配管工事などで掘り起こし、工事終了後、応急処置で埋められた歩道は平らではなく、でこぼこ隆起しているところが大変多くあるように思います。健康

者には何事もない歩道ですが、足腰の弱った高齢者や障害者、健康不良の方々には、つま先を引っかけて転倒をする可能性があり、大げがにつながる確率も高くなると考えます。また、歩道の切れ目に段差があれば、車椅子の方や視覚障害者には通行が困難になります。バスや電車、段差のない出入口やエレベーターの設置、身障者用の駐車場なども整備されてきていますが、そこに行くまでがバリアだらけでは何の意味もありません。

お聞きいたします。今までは、私たちが環境に合わせた社会生活をしてきましたが、これからは私たちを取り巻く環境が、健常者に合わせるのではなく、高齢者や障害を持った人に合わせていくことが大切だと思いますが、区のお考えをお聞かせください。

また、実際に車椅子を使っている方とお話ししたとき、まちの基準をどこに置いているのか、弱者の目線、障害者や高齢者の立場になって考えることも必要ではないかと思いました。私たちが、高齢者や障害者の気持ちになることが、真に人に優しいまちづくりになるのではないかと考えますが、区のお考えをお聞かせください。

バリアフリーとは、必ずしも国の基準に合わせなければいけないことなのでしょうか。環境や地域に合わせた品川区独自のバリアフリーがあってもよいのではと思いますが、あわせてお聞かせをください。

次に、独居老人の孤立死を防ぐには何をすればよいのかについてお聞きいたします。

近年、ひとり暮らしの高齢者増加に伴い、孤立死が社会的な問題となっています。内閣府の「平成26年版高齢・社会白書」によると、65歳以上の高齢者がいる世帯のうち約23%が単独世帯という結果が出ています。最近では、新聞やテレビでも独居老人の孤立死や事件などが取り上げられることも多くなっています。本区でも、近年の都心回帰の流れを受け、大規模開発等により人口が増加傾向にあると同時に、高齢者の数も増加し、独居老人は9,500人に達しようとしています。今後もひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯についても増加が見込まれています。

お聞きいたします。高齢者の高齢化に入った現在、本区でも増加が見込まれているひとり暮らしの高齢者数は現在9,500人弱と言われていますが、今後どのような増加傾向にあると見ているのでしょうか、お聞かせください。

一部報道では、日本老年学会などは、65歳以上を高齢者という定義を75歳以上へ引き上げるべきだと提言を発表し、74歳までを准高齢者とする報道がありました。その理由として、現代人は10年から20年前と比べ、加齢による衰えが5年から10年遅く、若返りが見られると指摘。65歳から74歳では活発に活動できる人が多数を占め、社会一般の意識としても高齢者とすることに否定的な意見が強いとしたと発表されています。

お聞きいたします。これによって、地域での見守り活動などに75歳以上の独居老人に限る可能性も出てきます。まだまだ先の話でしょうが、本区はどうあるべきとお考えでしょうか、お聞かせをください。

区は地域の中で支え合う、支えられる形が一番望ましい形であり、平成21年度から地域での支え合いのために助成をし、この運動を広げていきたいとの発表がありました。区では、地域社会から孤立している高齢者などを早期に発見し、必要な支援につなげていくため、地域の目として町会・自治会が行う見守り活動への助成事業や、民間企業などと協定を締結し、速やかな「気づき・予防・発見」ができるよう見守りネットワークの構築を図り、孤立死の未然防止に努めています。

また、自宅や密室での緊急通報システムとして、ペンダント型や生活リズムセンサー・火災センサーなどを提供し、今後も、地域との縁が薄い高齢者や定年退職などの形で所定の仕事にはついていない、あるいは地域社会との接点を持たない独居老人を見守っていくための備えとして取り組んでいることは

承知をしています。

お聞きいたします。ひとり暮らしの高齢者を見守るためには、行政だけではなく、地域の皆さんの力をお借りしなければ、この事業の成功はあり得ません。本区においても、数年前には年間25名の孤立死が確認されたとお聞きしています。これ以上、何をどうすれば本区の孤立死を減らすことができるとお考えでしょうか、よい案があればお聞かせを願いたいと思います。

ひとり暮らしの高齢者の増加に伴い、今以上の安全・安心の確保、孤立化の防止、地域活動の活性化によるコミュニティの再構築を促進する必要があると思いますが、本区のお考えをお聞かせください。

東京都観察医務院の調べでは、東京23区内の孤立死の数は、平成15年時点で1,441人から、平成24年には2,727人と倍増したそうです。本区も例外ではなく、今後も孤立死は増え続ける状況にあると思います。

お聞きいたします。本区には203の町会・自治会があります。皆さんの協力がなければできない事業と認識していますが、見守っていただいている方々も高齢化してきています。もっと若い人たちに町会・自治会に積極的に協力していただくためにはどんな策がおありでしょうか、お聞かせください。

次に、健康マージャンと高齢者の健康についてお聞きいたします。

健康マージャンの活動理念は、人と人とのコミュニケーションを図るゲーム。日本健康麻将協会は、21世紀の知的ゲームとして「麻将」のすばらしさを鼓吹し、その普及活動を通じて社会に貢献します。そして、麻将を世界の国々で愛され、親しまれる健康的な頭脳スポーツとして認知させ、次世代に継承しますとあります。

健康マージャンは、「賭けない」「飲まない」「吸わない」を合言葉にしており、頭脳ゲーム、コミュニケーションツールとして考えると無限の可能性を持ち、4人に1人が高齢者という超高齢社会に突入した我が国において、豊かで活力ある長寿社会を実現することは、国を挙げての課題の一つと考えます。

東京都では、本区も含め、江東・墨田・千代田区など14区、立川・国立・武蔵野市など6市が福祉事業の一環として健康麻将教室を開催し、本区では五反田の健康麻将協会研修室ほか計7か所で行われている事業です。マージャンが脳の活動に与える効果と、マージャンを楽しむことを通じて生まれる人間関係などのコミュニケーションをとることができ、引きこもりがちな高齢者の方々にとって、再び社会に参加するきっかけになると言われています。区民の皆さんが積極的に参加する背景には、指先と頭を使うことで、老化現象の防止に少しでも役に立てばと思った。リタイヤ後、仲間づくりの場がなかなか見つからない。子育ても終わったし、何か趣味でも始めたいと思った。一から教えてくれるのであれば、昔からやってみたいと思った。奥の深いマージャンを極めた経験を生かして、老後を楽しみたいと思ったなど、きっかけはさまざまです。元気に過ごすことや人生を楽しむために、健康マージャンを日常生活の中に積極的に取り入れていこうとしています。

お聞きいたします。これからのいきいき健康マージャンの将来的な展望と、マージャンを通して区としては何を目的にしているのでしょうか、お考えをお聞かせください。

現在行われているのは7か所ですが、本区には13か所の地域センターや区の施設、区民センター、保健センター、中小企業センターほか貸し出し施設などがあります。健康マージャンは、体を鍛える体力づくりとは違いますが、体を鍛えることに匹敵すると思っています。脳を活性化させ、認知症予防などにも大いに効果があると考えます。

お聞きいたします。多くの区民に参加していただくためには、1か所でも多くの場所の提供が必要で

す。多くの区民が参加できるように、13か所の地域センターやその他の区の施設の開放、また、五反田会場の場合、水・木・金曜日以外の月・火・土曜日を開放することで、年間申込者以外でもスムーズに参加できるよう、用具の提供などを考える必要があると思いますが、そのお考えをお聞かせください。

これはお聞きしたんですけども、お聞きしたところ正式ではなく、協会本部内で20年ほど前に、視覚障害の点牌マージャンを行っていたことがあるとお聞きをしたことがありました。私には想像ができませんが、将来的には、本区において視覚障害者の点牌マージャンをすることは可能なかどうか、これについてもお聞かせをください。

以上をもちまして、私の一般質問を終了いたします。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、バリアフリー等についてお答えを申し上げます。

最初に、具体的な計画についてですが、バリアフリーは不特定多数の方が利用する施設やそれらの施設を結ぶ経路をあわせ、エリア全体を面としてとらえ、優先的に段差解消などを実施するものでございます。特に平成27年3月に策定した大井町駅周辺地区や29年度に向け策定を進めている旗の台駅周辺地区での計画により、駅を中心とした地区内における取り組みを推進しているところでございます。

次に、バリアフリーと医療費についてですが、これが実現することにより、高齢者や障害者を含む全ての人が平等に社会資源を享受できる環境がつけられ、社会参加の機会が増えることは重要であり、外出や移動のしやすさが確保されることは、健康寿命の延伸、ひいては医療費の抑制にも寄与するものと考えております。

次に、完了目途についてですが、平成23年3月に国より改訂された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、旅客施設や車両、道路、公園、建築物等におけるバリアフリー化を平成32年度末までに、それぞれの施設に応じ、一定の水準までの整備を行うことが示されており、この実現に向け取り組んでいるところでございます。

次に、医療費削減及び区民の健康への取り組みについてですが、区では、区民全般の健康増進策として、しながわ健康プラン21を策定し、栄養・食生活・身体活動・運動・休養といった分野の基本的な取り組みを区民の皆様に促しております。

また、国保の保険者として、ジェネリック医薬品への切りかえの推奨や医療費通知を発送するなどの対策を実施しております。データヘルス計画の策定におきましては、レセプトや保健指導のデータを分析し、効果的な医療機関への受診勧奨や保健指導を実施することで、生活習慣病の重症化予防に努めており、医療費抑制につながると考えております。

次に、高齢者や障害者に合わせた環境づくりについてですが、ハード整備とともに、心のバリアフリーを含むソフトの施策として、意識啓発や情報提供の充実を図っております。また、各施策を進める上で、高齢者や障害者の視点に立つことは必要なことであり、基本理念である「だれもがふつうに暮らせるまちづくり」を推進してまいります。

次に、品川区独自の基準についてですが、道路や公園等の公共施設や建築物におけるバリアフリーの整備は、国や都の定める基準により整備することが基本ではありますが、区といたしましては、道路に設置するL型溝に段差のないものを採用するなど、利用者の立場に立った、全ての人に優しいまちづくりを進めており、今後も引き続き推進してまいります。

その他のご質問等につきましては、各担当部長等よりお答えを申し上げます。

〔福祉部長榎本圭介君登壇〕

○福祉部長（榎本圭介君） 私からは、高齢者の見守りと健康マージャンのご質問にお答えいたします。

まず、今後のひとり暮らし高齢者数についてですが、区の人口は平成10年以降増加に転じ、近年の都心回帰の流れを受け増加傾向にあり、高齢者の数も増加しており、それに伴いひとり暮らし、高齢者のみの世帯ともに増加する見込みです。

次に、高齢者の年齢の定義と見守り活動についてですが、現在実施している町会・自治会による高齢者見守りネットワーク事業では、見守りが必要とされる方を対象としており、このような取り組みに年齢要件を設ける必要はないと考えております。

次に、孤立死を減らすことについてですが、何よりも日ごろからの見守りが大切であり、そのためには、行政、高齢者福祉サービス事業者、民生委員や町会・自治会、民間事業者等の連携によるきめ細かいネットワークを構築し、速やかな「気づき・予防・発見」を行うことで、孤立死の未然防止につながると認識しております。こうした取り組みを重ねることで、地域の活性化や共助の意識の醸成にも寄与するものと考えております。

次に、町会・自治会の担い手の高齢化については、平成26年度に実施したアンケート調査で組織運営上の課題の一位となっており、若い方の加入と運営への参加が大きな課題となっていると認識しております。区では、品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例の考え方のもと、新規事業や加入促進への助成などの支援を強化してきており、こうした取り組みが担い手候補の発掘につながるよう、引き続き努めてまいります。

次に、健康マージャンと高齢者の健康についてお答えします。

初めに、健康マージャンの展望についてですが、高齢者の社会参加や仲間づくりは重要です。健全なルールのもと、手先を使う知的なゲームとして多くの方に親しまれておりますが、日本健康麻将協会や長寿社会文化協会との共催であるため、協会等との協議の上、検討してまいります。

次に、場所及び用具についてですが、現在、区有施設において5か所で13コース行い、協会から用具を提供してもらっております。今後の場所及び用具の提供については、協会の管理施設である五反田会場も含めて、協会等との調整の上検討してまいります。

なお、視覚障害者の大会についてですが、区が主催するというよりは、自主的な活動の中で開催されるべきものだと考えております。

○議長（大沢真一君） 以上で木村けんご君の質問を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後1時59分休憩

○午後2時15分開議

○議長（大沢真一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

沢田洋和君。

〔沢田洋和君登壇〕

○沢田洋和君 品川区議会自民党・子ども未来を代表して、通告準に従い一般質問を行います。

まず初めに、主権者教育のあり方と若者の政治意識向上について、お伺いいたします。

平成27年の公職選挙法改正に伴い、昨年の参院選から18歳選挙権が適用されました。この改正は、昭和20年の20歳以上の男女普通選挙権以来、実に70年ぶりに選挙権が拡大されるという大改正でありました。昨年の参院選では、メディアでもこぞって若者の政治参加や政治意識について取り上げ多くの報道がなされました。選挙が終わり、若者の政治意識や投票行動の分析がされる中で、改めて主権者教育の重要性が数多くの専門家からも指摘されています。昨年の参院選の全国の投票率は54.7%でしたが、特に今回選挙権を手に入れた18歳は51.28%、19歳は42.30%であり、20歳代の平均投票率が35%程度であることを考えると、18歳、19歳の投票率はかなり高かったと言えます。本区の投票率においても同様の傾向が見られ、57.63%の投票率に対して、18歳は実に64.50%、19歳は57.48%という非常に高い投票率であり、高校や大学で行われ始めた主権者教育に一定の効果があったと考えられます。ただ、今回は、改正後初めての大きな選挙であり、たくさんの報道がなされ、18、19歳が当事者意識を持ったため投票率が上がったという側面もあったかと思えます。今後も継続的に若者の政治意識を高め、投票行動に結びつけていくには、小中学生からの主権者教育、本区においては市民科の中で、一貫した継続的な主権者教育の充実が図られるべきと考えます。昨年の若者の投票行動を踏まえ、本区としては、この投票率の結果をどう分析されているのか、また、現在の本区の小中学校における主権者教育の実施状況、内容をお聞かせください。

昨年11月、開かれた議会を目指して本議会が行っている議会改革の一環として、品川女子学院において、区議会議員と中学生による「地域課題解決に向けての意見交換会」が行われました。公園の安全性について、信号のバリアフリーについて、駅周辺での受動喫煙問題についてなど五つの課題について、グループに分かれ、我々区議会議員もその中に入り、質問や助言を交えて意見交換を行いました。品川女子学院側の授業プログラムでしたが、とても実践的で、いわゆる政治的中立も保たれ、生徒の事前のアンケートでは区議会議員とはどんな人たちで、何をしているのかわからないという意見が多くありましたが、授業後は、普段接することのない議員と接したことにより、区政や区議会を身近に感じる事ができたとの意見などがありました。主権者教育の一つとして、このような身近で現実的な課題を扱うことは、公立学校においても可能であり、必要なことと考えます。今後、本区の小中学校においても、同様の実践的な取り組みを行ってはいかがかと考えますが、ご見解をお聞かせください。

主権者教育を広義な意味で考えると、やはり、まずは自分が住んでいる地域を知ることだと思います。特に小学校における主権者教育は、社会の仕組みを知り、決まりを知り、地域を知ることから始まると思います。先般、地元の町会の方が、小学生と接したときに、品川区役所の場所も知らない、自分の住んでいる町会の名前も範囲も知らない子どもがいたという話を聞きました。市民科の中で、地域のことは扱っていますけれども、より一層、まずは自分が住むまちのことを知る教育をしていただきたいと思います。主権者教育の観点からも、また今後進んでいくコミュニティ・スクールの視点からも重要なことと思いますが、ご見解をお聞かせください。

明るい選挙推進協会、明推協が行う出前講座、模擬選挙も主権者教育の一環として重要です。本区においては他自治体に先駆け、選挙出前授業や模擬選挙の実施校の開拓、説明、運営に至るまで明推協の会員の方がボランティアで取り組んでいただいております。今後ますます主権者教育の重要性が増すにつれ、明推協の役割が大きくなっていく中で、若者の政治意識の向上を図る政治的中立な学生団体・外部団体との連携や学校との連携をさらに深めていく必要があると考えますが、ご見解をお聞かせください。

また、昨年の参院選を終え、明推協が全国の18歳から24歳を対象に行った調査によると、「子どもの

ころ、親御さんの投票について行ったことがありますか」との問いに「ついて行ったことがある」と回答した人の実に67.3%が投票に行ったと回答し、「ついて行ったことがない」と回答した人では44.8%が投票に行ったとのことでした。この結果を見ると、幼少期などの体験が自らの投票行動に影響を及ぼしていることがわかります。親子同伴で投票所へ足を運ぶことを推奨する方策を検討すべきと考えますが、ご見解をお聞かせください。

新年度予算では、アトレ大井町への投票所設置が予定されています。投票所が増えることにより、投票しやすい環境が整備され、投票率向上に寄与することを期待いたします。しかし、この間述べてきたように若者は、投票所が幾ら増えても、どうして投票へ行くことが大切なのか、実際問題として何に影響を及ぼすことになるのかなどを理解しなければ、若者の投票率向上にはつながりません。政治的リテラシーの向上を図る主権者教育の重要性は今後ますます高まっています。シルバー民主主義と言われて久しいですが、より現実的、具体的な争点を用いて主権者教育を行い、政治的中立を意識し過ぎて教えない、扱わないことが政治的中立を守ることになるというのではなく、主権者教育における積極的な取り組みこそが若者の政治意識を高め、結果的に政治的中立を守ることになると考えますが、今後の本区における主権者教育のあり方についてご見解をお聞かせください。

10年後、今8歳の本区の小学生が18歳になり、選挙権を手に入れたときに、品川区の若者の投票率が他の自治体より高くなっていることを願い、この質問を終わります。

次に、全国シティプロモーションサミットと自治体間交流の促進についてお伺いいたします。

本年10月に5回目となる全国シティプロモーションサミットが都内で初めて品川区で開催されることとなりました。全国の自治体に参加を呼びかけ、シティプロモーションや地方創生に取り組む自治体が一堂に会する一大イベントであり、本区にとっては、ことし最大の目玉となる行事であると言えます。同時に品川区を全国にPRするまたとない機会です。この機会を逃すことなく、本区のシティプロモーションを成功させるためには、区長の強い思い、トップセールスなくして成り立ちません。全国シティプロモーションサミットにかける区長の意気込みをお聞かせください。

昨年、福井県坂井市で開催された第4回全国シティプロモーションサミットでは、大変興味深い基調講演の後、品川区長も参加しての市長パネルディスカッションが行われました。坂井市での開催ではありましたが、坂井市長よりも第1回全国シティプロモーションサミット開催市である尼崎市の女性市長が目立っていましたが、我が品川区長も、わかりやすく丁寧に品川区のシティプロモーションについて説明をされていました。その中で区長が述べられた「シビックプライド」と「シティプロモーション」がどのように政策的に結びついていくのか、本区においては「シビックプライド」を醸成していくためにどのような取り組みを今後進めていくのか、お考えをお聞かせください。

昨年の坂井市での全国シティプロモーションサミットは、全体的に企業誘致に主眼を置いている印象でした。本区での開催においては、品川区の魅力を存分に感じてもらい、全国から品川区に訪れたいと思っただけ、いわば「品川のファンづくり」に主眼を置いた企画を行っていく必要があると思います。そのためには、昨年開催された「しながわ観光フェア」をさらにバージョンアップし、サミット開催期間と連動する形で、会場である大井町周辺で行うことにより、訪れている他自治体関係者にもしっかりと品川の魅力を知っていただくべきと考えます。ご見解をお聞かせください。

また、今回のサミットは過去最多の参加自治体数を見込んでいの中で、より一層の自治体間交流・連携の促進を図っていく必要があると思います。新年度予算に計上された特別区全国連携プロジェクトの一環としての坂井市との交流や既存の他自治体との交流は大切ですが、この機会を縁に、薄く広く自治

体間交流を進め連携を図っていくべきです。特に防災協定は、いざ大災害に見舞われたときを考えれば、全国各地、多くの自治体と結んでおいたほうが本区にとってはプラスだと思います。また、交流の仕方、ただ単に行き来をするのではなく、例えば、子育て支援、環境・自然教育、人材交流など、それぞれに目的を絞った交流にすることによって本区の負担感は減少すると考えます。ご見解をお聞かせください。

次に、ベンチャー企業の集積と五反田バレー構想についてお伺いいたします。

かつて、ベンチャー企業の集積地といえば渋谷や六本木であり、六本木ヒルズなどの構想ビルにオフィスを構えることがステータスとされてきました。その様相がここ数年で大きく変わりつつあり、IT企業に限らず多くのベンチャー企業が品川区に集積しつつあります。特に五反田駅周辺においてはその傾向が顕著で、新聞やメディアでも取り上げられるようになってきました。本区においては、早い段階からソフトウェア開発などを行うIT系ベンチャー企業の支援を行い、新年度予算にも、新たに新ビジネス・新サービスの創出ということで、情報通信業の企業間連携支援を打ち出しております。このような施策を打つに当たって、本区として、現在の区内ベンチャー企業、スタートアップ企業の数や現状をどのようにとらえ、また、このようなベンチャー企業等の情報をとるのはなかなか難しいと思いますが、本区としてどのように情報収集をされているのかお聞かせください。

また、SHIP品川産業交流支援施設もそのような新たな流れの中で、時宜にかなった施設として平成27年6月に開設されました。区の施設としては極めて斬新な施設で、多くのメディアにも取り上げられました。現在、オープンラウンジ、貸しオフィス、工房、大崎ブライトコアホールのそれぞれの施設の使用状況について、現状の認識をお聞かせください。

また、五反田周辺には、民間のコワーキングスペースも増加してきています。民間の同様の施設との連携等、今後SHIPを運営していくに当たり、課題や改善点があれば、お聞かせください。

先日、お話を伺った五反田の若手起業家の方は、「五反田をアメリカのシリコンバレーや渋谷のビットバレーならぬ『五反田バレー』にしたい」と語られていました。五反田駅周辺にベンチャー企業が集積してきている理由は、交通の便がよい、賃料が渋谷や六本木と比べ安く、小さなフロアの間取りの古いビルが多い、周辺に夜遅くまで営業している安価な飲食店が多いなどがあるということです。行政としてもこのまちの強みを生かし、「起業するなら五反田へ」というような積極的なPRや支援をしていくことにより、活力あるベンチャー企業の誘致を行い、品川区の新しい魅力の一つとして、五反田バレー化構想の後押しをしてはどうかと考えますが、ご見解をお聞かせください。

ベンチャー企業が集積してくることによって、1社ではなかなかできないCSR活動も一緒にやっという気運もあると聞きました。本区では市民科の中で、職場体験として区内の大企業から中小零細企業、商店や工場に至るまで、さまざまな業態の会社訪問などを行っていますが、ベンチャー企業も、その特性を生かしたキャリア教育の一つとしてはとても興味深いコンテンツだと思います。また、地域の商店街や町会と連携した事業の展開も今後行っていきたいとのことでした。ベンチャー企業間の交流支援にとどまらず、このような地域や学校との連携にも区として情報提供や支援を行っていただきたいと考えますが、ご見解をお聞かせください。

次に、地域力強化への支援についてお伺いいたします。

昨年、本区は23区で初めて、いわゆる町会・自治会支援条例を策定し、積極的な支援に乗り出しました。新年度予算にも、さらにより一層の町会・自治会活動の活性化を目指し、各種支援策が盛り込まれました。区として明確な支援の姿勢を示したことは、区内外から高く評価されています。一方で、地域

によっては、町会や商店街など、地域の基幹となるコミュニティの弱体化が著しく進んでいるところもあり、町会や商店街という垣根を越えた連携を図らなければ事業、イベントを行うことができない地域もあります。本区においても、町会・自治会支援と商店街支援は全く別の所管であり、補助金の関係など、事業を行う際の連携が難しいこともあります。町会・自治会と商店街が共同で事業を行う際は、よりスムーズに区として支援ができる体制をつくっていく必要があると考えますが、ご見解をお聞かせください。

また、神社の祭礼に合わせて行う町会や商店街の事業への支援策について、文化・観光の視点からどのような方策が考えられるか、ご見解をお聞かせください。

また、地域防犯力の強化について、防犯カメラの設置が全区的に進んでいます。都の助成に上乗せして区が助成し、昨年からは、区がランニングコストの助成を行うなど手厚い支援がなされています。かつては、防犯カメラの設置は監視社会だの、プライバシーの侵害などと言われましたが、今はほとんど聞かれなくなりました。技術の進歩とともに犯罪抑止に大きな効果が上がっていることが明白になっているからだと思います。現在の区内の防犯カメラ設置状況について、また、都内他自治体との設置状況の比較について、犯罪件数の変化について、実際に犯人検挙につながった事例について、それぞれお聞かせください。

また、地域防災力の強化について、昨年、区役所防災センター内に開設された防災体験館は、とても充実した施設であり、区外からも多くの方が訪れています。一方で、せっかく本区がつくった施設にもかかわらず、区民の利用や周知がいま一步進んでいないように見受けられます。区内、全町会・自治会が防災訓練の一環として毎年一度は訪れるような施設として、より一層の利用の周知、勧奨を行っていく必要があると考えますが、ご見解をお聞かせください。

防災体験館の指導内容については、マンホールのあけ方、ホースの使い方、消火器の使い方を教えるだけではなく、むしろ、それらを使用するときの注意点をしっかりと教えていくことが大切です。消防団において防災資機材の使用に関しては、その危険性について十分に指導されます。防災体験館の現在の指導内容の改善について、ご見解をお聞かせください。

以上で、私の一般質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、全国シティプロモーションサミットについてお答えを申し上げます。

都内で初めてこのサミットを主催するに当たり、品川区を含めた参加自治体がシティプロモーションの情報を活発に交換するとともに、この絶好の機会を積極的にとらえて、「国際都市東京の表玄関」である品川区ならではの特徴と魅力を全国に発信する場として活用してまいります。

次に、シティプロモーションとシビックプライドについてお答え申し上げます。

区は区民とともに、地域の魅力を掘り起こし、磨き、さまざまなメディアを通じて積極的に発信するシティプロモーションに取り組んでおります。その活動を通じて、品川区の認知度と評価が高まることにより、区民が区の魅力を再認識し、地域への誇りと愛着を高めるシビックプライドの醸成につなげてまいります。

また、シティプロモーションサミットと観光フェアの連携につきましては、どちらも品川区の魅力を知っていただき、訪れたいと思っていただくという共通の目的があることから、連携して開催し、相乗効果により一層の事業成果を出せるよう工夫してまいります。

次に、防災協定と全国の自治体との交流・連携の促進についてお答えをいたします。

防災協定につきましては、機会をとらえて、災害時のセーフティネットとして拡大の検討をしております。また、交流の内容につきましては、防災をはじめ観光や産業振興などの個別分野において、80近くの自治体と、民間レベルも含めた交流・連携を幅広く進めてきております。シティプロモーションサミットなどの機会も利用しながら、さまざまな交流の可能性について探っております。

その他の質問等につきましては、教育長等よりお答えを申し上げます。

〔教育長中島豊君登壇〕

○教育長（中島豊君） 私からは、学校における主権者教育に関する質問についてお答えいたします。

まず、実施状況と内容についてですが、各学校では、第6学年の社会科および第9学年の公民科におきまして、政党政治の働きをはじめ、地方自治の意義と役割等を学んでおります。また、市民科におきましても、学校における自治的活動を中心に、身近な社会に関心を持ち、参画することの大切さを学習しております。

次に、議員の方々を招いた出張授業についてです。現在、品川区立学校の新しい教育要領策定に向けた協議において、主権者教育を市民科当に関連づけてカリキュラム開発をしております。ご提案の出張授業につきましては、社会を理解する上で有効な活動の一つであるととらえ、今後の研究課題と考えております。

次に、自分の住むまちを知る教育についてですが、現在でも各学年の発達段階に応じて、まちについて調べる学習は進めております。今後はコミュニティ・スクールの推進を通しまして、地域人材等を活用した教育活動をより広く展開し、自分の住むまちについての子どもたちの興味関心をさらに高め、理解を深めてまいります。

最後に、主権者教育のあり方についてです。本区においては、子ども自身が身近な地域を学びの題材として取り上げ、解決しようとする力を養うことが、主権者教育にも資するものと考えます。今後とも、子どもたちに他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力を身につけさせ、有権者として求められる力を育ててまいります。

〔選挙管理委員会委員長横山宏君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（横山宏君） 私からは、若者の政治意識向上についてお答えいたします。

まず、昨年の参院選での若者の投票行動についてであります。品川区の新有権者の投票率は60.86%と、初めて区全体の数値を上回る高い投票率であり、新たな有権者の政治参加の高まりが裏づけされました。高校での模擬投票などの主権者教育や大学などでの投票の呼びかけが奏功したしたものと考えており、この結果を一過性にしないことが重要であると考えております。

次に、学校や団体等との連携についてであります。現在、明るい選挙推進協議会とともに、将来有権者になる子どもたちに選挙の仕組みを学ぶことや、投票を体験する出前選挙を小中学校で実施しております。学校からは「子どもたちが興味を持って参加しており、主権者意識の向上につながる」とのお声をいただいているため、引き続き協力関係を築き、この取り組みを広げてまいります。

なお、若者の政治意識を高める団体等とは、その活動実績等を調査いたしまして連携の可能性を探っております。

最後に、親子同伴で投票所へ足を運ぶことを奨励することについてであります。現実の選挙を子どもに見せることができれば、将来の有権者への有効な啓発になると考えております。また、投票所に行ったことを学校や家庭で子どもが話題にすることで親の投票を促す効果も期待できることから、学校で

の出前選挙の場面や選挙の際に啓発してまいります。

〔地域振興部長堀越明君登壇〕

○地域振興部長（堀越明君） 私からは、ベンチャー企業の集積と五反田バレー構想に関するご質問と地域力強化に関するご質問にお答えします。

初めに、ベンチャー企業の現状と情報収集についてですが、区では、マスメディアによる報道はもとより、商工相談員からの報告やSHIPの登録会員、区内産業関係団体などからの情報収集に努めております。ベンチャー企業やスタートアップ企業の定義はさまざまありますが、区のデータの集計では、中小企業のうち、創業10年以内の製造業は49社、同じく情報通信業は165社ございました。また、ここ10年で、区内の情報通信業の事業所は約2割増加、従業員については約2倍となっている状況です。五反田・大崎地区には、これらの事業所の約6割が集積しております。

次に、SHIPの使用状況についてですが、平成29年1月末現在、16室の貸しオフィスは満室、オープンラウンジの月額会員は個人・法人合わせて112会員となっております。平成28年度の工房の月間平均利用時間は46.4時間、ブライトコアホールの月間平均稼働率は89.2%となっており、大変多くの方にご利用いただいております。交流会等も活発に行われており、施設の設置目的の一つである「企業間の交流促進」にとって、よい環境が整ってきていると考えております。民間施設との連携については、例えば、SHIPの工房をほかのコワーキングスペースの会員が利用したり、施設間の交流の創出など、切磋琢磨の中で双方がより利用者満足度を上げられるよう、効果的な連携を研究まいります。

次に、五反田バレー構想についてですが、区では先ほどの企業集積を活かし、IT系企業を中心とした企業グループの立ち上げ支援を来年度から予定しているところです。五反田バレー化活動をはじめとした地域のネットワークづくりを促進し、新たなイノベーションを生む拠点都市として品川区をPRしてまいります。

次に、地域や学校との連携についてですが、東京青年会議所品川区委員会が立ち上げ、現在は五反田で活動する未来教育推進機構が実施している「しながわ寺子屋」や「しながわ職場歩き」は、中学生にとって貴重な学びの機会となっております。ベンチャー企業、商店街、町会・自治会の皆様が企業の知見をもとに連携し、子どもたち向けの事業などを行うことは、新たなコミュニティの創出や地域の活力にもつながることと考えております。区といたしましても、さまざまな場面において情報提供等に努めてまいります。

次に、地域力強化に関するご質問にお答えします。

初めに、町会・商店街の連携についてですが、町会・自治会および商店街は、ともに地域社会発展のための大切なパートナーであり、区といたしましても、担い手や後継者の育成に課題認識を持っております。

今年度から実施している町会・自治会の新規事業応援成金は、商店街と共同で行うイベントにもご利用いただけるよう柔軟に対応しているところです。また、商店街が主体となって町会・自治会と共同で行う事業につきましても、来年度の都の新規事業である地域連携型商店街事業において助成対象となる予定であり、同じ部である地域活動課と商業・ものづくり課の密接な連携を図りつつ、こうした新たな仕組みも活用しながら、地域や商店街の持続的な発展につなげてまいります。

神社の祭礼に合わせて行う町会や商店街の事業への支援については、宗教行事である神社の祭礼自体への支援は困難ですが、地域における観光に関する取り組みであれば、新たな観光事業への支援制度を活用いただき、観光促進と地域のにぎわい創出を図ってまいります。

次に、防犯カメラについてですが、平成27年度末現在、町会・自治会、商店街等により、計604台が設置されています。23区では2番目に多い台数となっております。防犯カメラによる抑止効果もあり、昨年の区内刑法犯認知件数は、ピーク時である平成14年の半数以下の2,868件で、23区では少ない方から数えて5番目という状況です。

実際に犯人検挙につながった事例については、警察捜査にかかわることですので詳細は申し上げられませんが、乗用車によるひき逃げや車上狙いなどがあります。

次に、しながわ防災体験館は、昨年3月にリニューアルオープンし、今月の3日には来館者1万人を達成したところですが。このうち、来館者の約8割が区民の方のご利用であり、現在までに13の町会・自治会にご利用いただいております。今後も引き続き、さまざまな機会をとらえしっかりと周知し、来館者の拡大に努めてまいります。

また、ご指摘いただいた安全の確保は大変重要だと考えますので、施設利用時には単に機器の使い方のみを案内するのではなく、マンホールの重さや放水の反動等の危険性についてもしっかりと伝えるよう徹底してまいります。

○議長（大沢真一君） 以上で、沢田洋和君の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

この際、ご報告いたします。区長から、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分報告2件、監査委員から、平成28年10月、11月および12月、各月末日現在における出納検査の結果について、以上の書類が提出されましたので、これを受理し、お手元に配付してあります。

次に、日程第2から日程第27までの26件を一括議題に供します。

日程第2

第10号議案 品川区情報公開・個人情報保護条例の一部を改正する条例

日程第3

第11号議案 品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

日程第4

第12号議案 品川区職員定数条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

日程第5

第13号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第6

第14号議案 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

日程第7

第15号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第8

第16号議案 一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

日程第9

第17号議案 非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第10

第18号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第11

第19号議案 品川区中小企業事業資金融資あっ旋条例の一部を改正する条例

日程第12

第20号議案 品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例

日程第13

第21号議案 品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

日程第14

第22号議案 品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例

日程第15

第23号議案 品川区立在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

日程第16

第24号議案 品川区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

日程第17

第25号議案 品川区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

日程第18

第26号議案 品川区立区民住宅条例の一部を改正する条例

日程第19

第27号議案 品川区手数料条例の一部を改正する条例

日程第20

第28号議案 品川区対象区域における特定工場の緑地面積率等に関する条例の一部を改正する条例

日程第21

第29号議案 品川区立幼稚園条例の一部を改正する条例

日程第22

第30号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第23

第31号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第24

第32号議案 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第25

第33号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第26

第34号議案 しながわ区民公園中央ゾーン（西側）改修工事請負契約

日程第27

第35号議案 勝島運河雨水貯留施設建設工事その2（池上通り取水管等整備）請負契約の変更について

○議長（大沢真一君） 本件について説明願います。

〔副区長桑村正敏君登壇〕

○副区長（桑村正敏君） 第10号議案、品川区情報公開・個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、情報提供等の記録を訂正した場合の通知について定めるものであります。

本条例は、平成29年5月30日から施行するものであります。

次に、第11号議案、品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、同法で規定された事務以外の新たな事務等を個人番号の利用範囲に追加するものであります。

本条例は、平成29年4月1日から施行するものであります。

次に、第12号議案、品川区職員定数条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。

本案は、事務事業の積極的な見直しと執行方法の工夫により、平成29年度の職員の定数を平成28年度と同数とするほか、平成29年度における職員の定数管理上の措置を行うものであります。

本条例は、平成29年4月1日から施行するものであります。

次に、第13号議案、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律等が改正されたことに伴い、育児を行う職員に係る深夜勤務等の制限の対象となる子の範囲を見直すほか、親族等の介護を行う職員に係る超過勤務の制限等を定めるものであります。

本条例は、平成29年4月1日から施行するものであります。

次に、第14号議案、職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、職員の配偶者同行休業に関し、期間の再度の延長ができる特別の事情を定めるものであります。

本条例は、平成29年4月1日から施行するものであります。

次に、第15号議案、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、育児を行う職員に係る育児休業および育児短時間勤務の対象となる子の範囲を見直すほか、非常勤職員に係る育児休業の取得の要件を緩和するものであります。

本条例は、平成29年4月1日から施行するものであります。

次に、第16号議案、一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、一般職の任期付職員に関し、一定の期間内に終了することが見込まれる業務等に従事する職員を採用する制度を導入するものであります。

本条例は、平成29年4月1日から施行するものであります。

次に、第17号議案、非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、非常勤職員の任用形態の多様化を図るため、非常勤職員に係る種別の区分を見直すものであります。

本条例は、平成29年4月1日から施行するものであります。

次に、第18号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、職員の勤勉手当の支給月数に係る各期別の割り振りを改めるものであります。

本条例は、平成29年4月1日から施行するものであります。

次に、第19号議案、品川区中小企業事業資金融資あっ旋条例の一部を改正する条例について。

本案は、中小企業事業資金融資あっ旋制度の充実を図るため、新たに「事業承継支援資金」を設置するとともに、団体事業資金の融資限度額を「3,000万円」から「3,500万円」に、事業活性化資金の融資限度額を「3,000万円」から「4,000万円」に、それぞれ引き上げるほか、転業資金を廃止するものであります。

本条例は、平成29年4月1日から施行するものであります。

次に、第20号議案、品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例および第21号議案、品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例について。

両案は、児童福祉法が改正されたことに伴い、規定を整備するものであります。

両条例は、平成29年4月1日から施行するものであります。

次に、第22号議案、品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例について。

本案は、社会福祉基金のうち高齢者用善意社会福祉基金について、平成29年6月1日に開設を予定しております品川区立上大崎特別養護老人ホームの整備費に充当するため、同基金を廃止するものであります。

本条例は、平成29年3月31日から施行するものであります。

次に、第23号議案、品川区立在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例について。

本案は、介護保険法が改正され、介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスに移行したことから、在宅サービスセンターにおいて、要支援者等に対して、当該サービスを提供するものであります。

本条例は、平成29年4月1日から施行するものであります。

次に、第24号議案、品川区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、指定地域密着型サービスの基準を定める厚生労働省令が改正されたことに伴い、小規模多機能型居宅介護の事業における従業員の員数に関する基準を改めるものであります。

本条例は、平成29年4月1日から施行するものであります。

次に、第25号議案、品川区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、指定地域密着型介護予防サービスの基準を定める厚生労働省令が改正されたことに伴い、介護予防小規模多機能型居宅介護の事業における従業員の員数に関する基準を改めるものであります。

本条例は、平成29年4月1日から施行するものであります。

次に、第26号議案、品川区立区民住宅条例の一部を改正する条例について。

本案は、区が期間を定めて借り上げている区民住宅「ファミリーユ大井」および「八幡勝壺番館」について、借上期間の満了に伴い、所有者に該当住宅を返還することから、公の施設としての位置づけを廃止するものであります。

本条例中、八幡勝壺番館の廃止に係る改正規定は平成29年5月1日から、ファミリーユ大井の廃止に係る改正規定は同年10月1日から施行するものであります。

次に、第27号議案、品川区手数料条例の一部を改正する条例について。

本案は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定等の事務を区が行うことから、当該事務に関する手数料を定めるものであります。

本条例は、平成29年4月1日から施行するものであります。

次に、第28号議案、品川区対象区域における特定工場の緑地面積率等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、工場立地法が改正されたことに伴い、規定を整備するものであります。

本条例は、平成29年4月1日から施行するものであります。

次に、第29号議案、品川区立幼稚園条例の一部を改正する条例について。

本案は、児童福祉法が改正されたことに伴い、規定を整備するものであります。

本条例は、平成29年4月1日から施行するものであります。

次に、第30号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律等が改正されたことに伴い、育児を行う幼稚園教育職員に係る深夜勤務等の制限の対象となる子の範囲を見直すほか、親族等の介護を行う幼稚園教育職員に係る超過勤務の制限等を定めるものであります。

本条例は、平成29年4月1日から施行するものであります。

次に、第31号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、幼稚園教育職員の勤勉手当の支給月数に係る各期別の割り振りを改めるものであります。

本条例は、平成29年4月1日から施行するものであります。

次に、第32号議案、学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律等が改正されたことに伴い、育児を行う学校教育職員に係る深夜勤務等の制限の対象となる子の範囲を見直すほか、親族等の介護を行う学校教育職員に係る超過勤務の制限等を定めるものであります。

本条例は、平成29年4月1日から施行するものであります。

次に、第33号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、学校教育職員の期末手当および勤勉手当に係る支給月数を改めるものであります。

本条例は、平成29年4月1日から施行するものであります。

次に、第34号議案、しながわ区民公園中央ゾーン（西側）改修工事請負契約について。

本案は、しながわ区民公園の中央ゾーンのうち西側の部分について、施設が老朽化したことから、改修工事を施行するものであります。

契約の方法は、制限付一般競争入札で、契約金額は5億3,136万円、契約の相手方は、品川区大井一丁目52番6号、コスモ大井町404号、日比谷・大森建設共同企業体、代表者、株式会社日比谷アメニス品川営業所、営業所長、萱森雄一郎で、支出科目等は、平成28年度一般会計、平成29年度債務負担行為であります。

なお、工期は契約締結の日の翌日から平成30年3月30日までとし、工事の概要は別添図面のとおりで

あります。

次に、第35号議案、勝島運河雨水貯留施設建設工事その2（池上通り取水管等整備）請負契約の変更について。

本案は、平成28年第1回定例会で本契約の議決を、平成28年第2回定例会で契約変更の議決をいただきました勝島運河雨水貯留施設建設工事その2（池上通り取水管等整備）請負契約におきまして、埋設されている支障物を撤去するための工事を行う必要が生じたことなどから、契約金額の変更を提案するものであります。

変更の内容といたしましては、契約金額を2億9,073万6,000円から3億7,054万8,000円に改めるものであります。

以上で、26議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（大沢真一君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大沢真一君） 質疑なしと認めます。

なお、第13号議案から第16号議案まで、第18号議案および第30号議案から第33号議案までの9件につきましては、地方公務員法第5条第2項の規定により、あらかじめ人事委員会の意見を徴しております。回答はお手元に配付の文書のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

日程第2から日程第10まで、日程第26および日程第27の11件につきましては総務委員会に、日程第11につきましては区民委員会に、日程第12、日程第13および日程第21から日程第25までの7件につきましては文教委員会に、日程第14から日程第17までの4件につきましては厚生委員会に、日程第18から日程第20までの3件につきましては建設委員会にそれぞれ付託いたします。

次に、日程第28から日程第36までの9件を一括議題に供します。

日程第28

第1号議案 平成28年度品川区一般会計補正予算

日程第29

第2号議案 平成28年度品川区国民健康保険事業会計補正予算

日程第30

第3号議案 平成28年度品川区後期高齢者医療特別会計補正予算

日程第31

第4号議案 平成28年度品川区介護保険特別会計補正予算

日程第32

第5号議案 平成29年度品川区一般会計予算

日程第33

第6号議案 平成29年度品川区国民健康保険事業会計予算

日程第34

第7号議案 平成29年度品川区後期高齢者医療特別会計予算

日程第35

第8号議案 平成29年度品川区介護保険特別会計予算

○議長（大沢真一君） 本件について説明願います。

〔副区長桑村正敏君登壇〕

○副区長（桑村正敏君） 平成28年度品川区各会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、国庫支出金等の特定財源に連動して追加が必要となった経費、また、やむを得ず予定を変更せざるを得ない経費などを基本に編成をいたしました。

初めに、第1号議案、平成28年度品川区一般会計補正予算は、歳入歳出とも、4億7,640万6,000円を減額し、総額を1,707億5,320万4,000円とするものであります。

まず、歳入の主な内容についてご説明いたします。

第1款特別区税は10億1,200万円の増額で、特別区民税の追加であります。

第3款利子割交付金は1億2,000万円の減額。

第4款配当割交付金は1億2,000万円の減額。

第6款地方消費税交付金は11億円の増額。

第9款特別区交付金は普通交付金を24億円増額するものであります。

第13款国庫支出金は40億972万7,000円の減額で、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の更正減額、密集市街地総合防災事業補助金、国民健康保険負担金の追加および保育所等整備交付金、地方創生推進交付金の新規計上であります。

第14款都支出金は5億8,952万6,000円の増額で、待機児童解消区市町村支援事業補助金の追加、住宅・建築物耐震化補助金の更正減額および保育所緊急整備事業補助金の新規計上であります。

第15款財産収入は7,188万5,000円の増額で、不動産売り払い代金の追加。

第16款寄附金は1,735万4,000円の増額。

第17款繰入金は10億1,782万6,000円の減額。

第18款繰越金は2億5,166万6,000円の増額。

第19款諸収入は6億5,128万4,000円の減額で、下水道管改修整備収入の更正減額、競馬組合配分金、宝くじ等助成金収入の追加であります。

次に、歳出の主な内容は、第2款総務費は35億4,049万1,000円の増額で、財政調整基金、公共施設整備基金積立金の追加、情報システム運営費の更正減額。

第3款民生費は3億4,642万7,000円の減額で、特別会計繰出金の更正減額、区内私立保育園経費、障害児施設給付費の追加。

第4款衛生費は5,728万2,000円の増額で、定期予防接種、乳がん検診の追加であります。

第6款土木費は66億3,353万2,000円の減額で、市街地整備事業費、下水道管改修事業および建築物耐震化支援費の更正減額。

第7款教育費は29億1,487万1,000円の増額で、義務教育施設整備基金積立金の追加。

第8款公債費は909万1,000円の減額であります。

次に、繰越明許費は、個人番号カード経費ほか5件において、年度内に完了する見込みがないため、翌年度に繰り越すものであります。

債務負担行為は、追加20件、変更2件であります。

続きまして、第2号議案、平成28年度品川区国民健康保険事業会計補正予算は、歳入歳出とも2,862万円を減額し、総額を445億4,567万4,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、第1款国民健康保険料は4億1,918万7,000円の減額。

第3款国庫支出金は2億4,892万9,000円の増額。

第8款繰入金は7億5,569万3,000円の減額。

第9款繰越金は8億6,967万4,000円の増額であります。

次に、歳出の主な内容は、第2款保険給付費は4,898万円の減額で、療養諸費の更正減額。

第7款共同事業拠出金は3,537万円の減額。

第8款保健事業費は3,456万1,000円の減額。

第9款諸支出金は1億2,169万円の増額で、過年度分の国庫支出金等返還金であります。

続きまして、第3号議案、平成28年度品川区後期高齢者医療特別会計補正予算は、歳入歳出とも1億1,022万2,000円を追加し、総額を77億4,835万3,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、第1款後期高齢者医療保険料は1億1,829万4,000円の増額。

第4款繰入金は8,334万1,000円の減額。

第5款繰越金は5,982万7,000円の増額であります。

歳出の主な内容は、第2款分担金及び負担金は1億3,497万1,000円の増額。

第3款保険事業費は2,238万1,000円の減額であります。

続きまして、第4号議案、平成28年度品川区介護保険特別会計補正予算は、歳入歳出とも2億269万6,000円を追加し、総額を238億8,804万2,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、第3款国庫支出金は3,167万5,000円の増額。

第5款都支出金は6,244万4,000円の増額。

第7款繰入金は1億9,061万8,000円の減額。

第8款繰越金は2億9,335万9,000円の増額であります。

歳出の主な内容は、第1款総務費は1,958万6,000円の減額。

第4款基金積立金は2,467万3,000円の増額。

第5款諸支出金は1億9,760万9,000円の増額で、過年度分の保険給付費負担金等返還金であります。

次に、平成29年度品川区各会計当初予算についてご説明申し上げます。

本案は、区長が施政方針において申し上げましたとおり、時代を先取りすべく、三つの施策の方向性を示し、それを加速的に執行する未来志向のチャレンジ予算として編成したものでございます。

初めに、第5号議案、平成29年度品川区一般会計予算は、総額1,645億3,600万円で、前年度当初予算に比べ、33億6,250万円、率にして2.0%の減であります。

主な款別予算の内容についてご説明申し上げます。

まず、歳入であります。第1款特別区税から第10款交通安全対策特別交付金までの一般財源は、953億6,112万円で、前年度当初予算に比べ、29億5,252万円の増であります。

一般財源の主な内容は、第1款特別区税が444億7,912万円で2.7%の増、そのうち特別区民税は412億3,950万円で、3.0%の増であります。

第9款特別区交付金は388億円で、3.7%の増であります。

特定財源の主な内容は、第12款使用料及び手数料が41億4,118万8,000円。

第13款国庫支出金は316億1,227万2,000円で、社会資本整備総合交付金の減等により、12.6%の減。

第14款都支出金は123億7,924万8,000円で、特別養護老人ホーム整備費補助金の減等により、5.2%の減。

第17款繰入金は80億6,439万6,000円で、特別養護老人ホーム等整備完了に伴う社会福祉基金繰入金の減等により、22.3%の減。

第19款諸収入は52億7,245万8,000円で、受託事業収入の減等により、2.5%の減であります。

第20款特別区債は、学校用地取得費として、11億2,760万円を計上いたしました。

続きまして、歳出であります。第1款議会費は8億4,573万2,000円であります。

第2款総務費は186億3,072万7,000円で、主な内容は、住民情報システム運営費、私立学校関係費、総合庁舎維持管理費などの総務管理費、地域活動、文化スポーツ振興、防災対策などの地域振興費および徴税费等であります。

第3款民生費は746億3,542万9,000円で、高齢者生きがい対策事業費、高齢者福祉施設運営費、障害者自立支援などの社会福祉費、子どもすこやか医療費助成、私立保育園関係費、児童手当給付金、保育園運営費、児童センター運営費などの児童福祉費および生活保護費であります。

第4款衛生費は118億2,033万7,000円で、予防接種費、各種がん検診、母子健康診査費などの保健衛生費、環境保全事業、緑化活動支援事業、資源回収事業、リサイクル活動支援事業などの環境費および収集運搬作業費などの清掃費であります。

第5款産業経済費は32億1,198万6,000円で、就業支援事業、都市型観光プラン推進事業、中小企業事業資金融資あっせん、商店街やものづくりに対する活性化支援事業費等であります。

第6款土木費は369億9,057万9,000円で、駅周辺等放置自転車対策事業、交通安全啓発費などの土木管理費、都市計画道路整備事業、道路改良費、橋梁改修事業などの道路橋梁費、治水対策費、水辺利活用事業などの河川費、公園整備事業費、市街地整備事業費、都市防災まちづくり事業費などの都市計画費および建築物耐震化支援費などの建築費等であります。

第7款教育費は162億4,704万8,000円で、プラン21推進事業、特別支援教育費、文化財保護事業、図書館経費などの教育総務費、学校運営費、学校環境整備事業、教育振興費、学校改築推進経費、幼稚園運営費などの学校教育費であります。

第8款公債費は18億5,416万2,000円であります。

債務負担行為は、品川区土地開発公社から取得する用地費および工期等が複数年度にわたるものなどについて設定をいたしました。

一時借入金は、最高額を50億円といたします。

続きまして、第6号議案、平成29年度品川区国民健康保険事業会計予算についてご説明いたします。

予算総額は442億6,982万円で、前年度当初予算に比べ、0.7%の減であります。

歳入の主な内容は、第1款国民健康保険料が107億3,233万1,000円。

第3款国庫支出金は75億6,248万9,000円。

第4款療養給付費等交付金は2億7,104万5,000円。

第5款前期高齢者交付金は80億2,437万4,000円。

第6款都支出金は23億4,508万4,000円。

第7款共同事業交付金は111億7,088万2,000円。

第8款繰入金は39億1,340万1,000円であります。

歳出の主な内容は、第1款総務費が8億6,076万3,000円、第2款保険給付費が249億4,321万8,000円

で、療養諸費等であります。

第4款後期高齢者支援金等は46億2,440万6,000円。

第6款介護納付金は20億355万6,000円。

第7款共同事業拠出金は111億7,185万1,000円。

第8款保健事業費は3億9,760万8,000円であります。

続きまして、第7号議案、平成29年度品川区後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は79億3,271万1,000円で、前年度当初予算に比べ、3.9%の増であります。

歳入の主な内容は、第1款後期高齢者医療保険料は38億1,565万6,000円。

第4款繰入金は39億375万9,000円。

第6款諸収入は2億669万4,000円であります。

歳出の主な内容は、第1款総務費が1億6,892万6,000円。

第2款分担金及び負担金は73億5,503万6,000円で、広域連合への負担金。

第3款保健事業費は2億4,914万9,000円で、健康診査費等。

第4款保険給付費は1億3,300万円で、葬祭費であります。

続きまして、第8号議案、平成29年度品川区介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は249億3,941万8,000円で、前年度当初予算に比べ、5.3%の増であります。

歳入の主な内容は、第1款保険料は52億8,141万2,000円。

第3款国庫支出金は51億5,648万円。

第4款支払基金交付金は65億2,588万3,000円。

第5款都支出金は35億2,958万8,000円。

第7款繰入金は44億1,197万3,000円あります。

歳出の主な内容は、第1款総務費が11億6,648万円。

第2款保険給付費は222億3,630万9,000円で、居宅介護サービス等諸費、施設介護サービス費等。

第3款地域支援事業費は15億994万4,000円で、介護予防事業、包括的支援事業等であります。

続きまして、第9号議案、平成29年度品川区災害復旧特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は15億円あります。

歳入、第1款繰入金は15億円で、災害復旧基金からの繰り入れであります。

歳出、第1款災害復旧費は15億円で、災害救助事業費および災害復旧事業費であります。

以上で9議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（大沢真一君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大沢真一君） 質疑なしと認めます。

本件の審査につきましては、お手元に配付のとおり動議が提出されております。

本動議を議題に供します。

お諮りいたします。本動議のとおり予算特別委員会を設置し、これに審査事項を付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大沢真一君） ご異議なしと認めます。よって、本件は動議のとおり予算特別委員会を設置し、

これに審査事項を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付してあります予算特別委員名簿のとおり指名いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大沢真一君） ご異議なしと認めます。よって、予算特別委員は名簿のとおり選任することに決定いたしました。

この際、予算特別委員会の正副委員長の互選のため休憩し、第1委員会室に委員会を招集いたします。議事の進行上、暫時休憩いたします。

○午後3時21分休憩

○午後3時33分開議

○議長（大沢真一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に行われました予算特別委員会の正副委員長の互選の結果についてご報告申し上げます。

予算特別委員会委員長、本多健信君、副委員長、新妻さえ子君、副委員長、鈴木ひろ子君、以上のとおりであります。

次に、日程第37を議題に供します。

日程第37

請願・陳情の付託

○議長（大沢真一君） 期日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

委員会審査のため、3月8日まで休会といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大沢真一君） ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

次の会議は、3月9日午後1時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

○午後3時34分散会

議 長	大 沢 真 一
署 名 人	こ ん の 孝 子
同	大 倉 たかひろ